

道路事業と併せた電線共同溝整備  
に関するガイドライン

令和5年3月

国土交通省道路局  
環境安全・防災課

—目 次—

1. はじめに	1
1-1 はじめに	1
1-2 本ガイドラインにおける略称	2
1-3 用語の説明	3
2. 同時整備（事前埋設）に関する事項	4
2-1 概要	4
2-2 対象事業等	5
2-3 手続きの流れ	7
2-4 整備手法	8
2-5 整備内容	9
2-6 管理区分と費用負担	10
2-7 建設費担金	11
2-8 将来需要発生後の新規需要への対応	11
2-9 留意事項	12
3. 関連法令等	20
3-1 関連法令	21
3-2 関連通達・通知・事務連絡	38
3-3 関連計画	71

## 1. 緒言

### 1-1 背景と目的

無電柱化は、これまで防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から実施されてきており、近年、災害の激甚化・頻発化、あるいは高齢者の増加等により、その必要性が高まっている。しかしながら、その整備水準は、欧米はもとよりアジアの主要都市と比較しても大きく立ち後れている状況である。

平成 28 年 12 月に無電柱化を強力に進めるため議員立法により「無電柱化の推進に関する法律」（以下、「無電柱化法」という。）が定められ、国は同法第 7 条により、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ、迅速な推進を図るため「無電柱化推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定することとされており、令和 3 年 5 月に「新設電柱を増やさない」、「徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化の実施延長を延ばす」、「事業の更なるスピードアップを図る」を基本的な取組姿勢とした推進計画を策定した。

推進計画では、無電柱化の推進のために、多様な事業手法が不可欠であることから、現地の状況に応じて関係者が連携し、電線共同溝方式に加えて単独地中化方式などの様々な手法を活用し、より安価な手法にて整備していくことを基本として、適切な役割分担の下、地域の実情に応じて無電柱化を実施することとされ、特に道路事業や道路事業や市街地開発事業等が実施される場合には、道路管理者、電線管理者及び開発事業者等の事業者が連携して無電柱化を進めることとされている。

無電柱化法第 12 条では、道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う関係事業者は、道路事業や市街地開発事業等が実施される場合には、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにすることとされている。

平成 31 年 4 月には道路法施行規則が改正され、無電柱化法 12 条の実効性が担保されることとなり、「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」（平成 31 年 4 月 1 日付け国道利第 43 号、国道メ企第 33 号、国道環第 122 号）により、電線類を地中に埋設することが技術上困難であると認められる場所が明確にされた。これまで、この技術上困難であると認められる場所以外で道路事業や市街地開発事業等が実施される場合には、事業に関する具体的な運用を定めた「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き」（令和元年 9 月）（以下、「手引き」という。）により、道路事業等と電線共同溝との「同時整備」が行われてきたところである。

手引きによるこれまでの同時整備では、道路整備時に現況需要がある場合に、将来需要も加味して整備を行っていたが、道路の供用開始後、まもなく電柱が建柱される事態が散見されたため、今後は、道路整備時に現況需要がない場合でも、将来需要が見込める場合には同時整備を行うこととした。

本ガイドラインは、この新たな同時整備（事前埋設）に関する必要な事項を定めたものである。

## 1-2 本ガイドラインにおける略称

本ガイドラインにおける主な法令、通知等の略称は、以下の通りである。

- ・「法」  
「道路法」(昭和 27 年法律第 180 号)
- ・「施行令」  
「道路法施行令」(昭和 27 年政令第 479 号)
- ・「施行規則」  
「道路法施行規則」(昭和 27 年建設省令第 25 号)
- ・「電線共同溝法」  
「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」(平成 7 年法律第 39 号)
- ・「無電柱化法」  
「無電柱化の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 112 号)
- ・「事務次官通達」  
「電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について(通達)」(平成 7 年 8 月 9 日、建設省道政発第 74 号、建設事務次官通達)
- ・「無電柱化の費用負担等の取扱いに関する通知」  
「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」(平成 22 年 2 月 22 日付け国道路利発第 27 号、国道地環発第 29 号、地方道・環境課長通知)
- ・「建設負担金の標準単価に係る事務連絡」  
「電線共同溝整備に係る建設負担金の標準単価について」(平成 29 年 7 月 20 日付け国土交通省道路局事務連絡)
- ・「電線共同溝の整備に関する通達」  
「電線共同溝の整備の適切な実施について」(平成 29 年 7 月 31 日付け国道利第 8 号、国道保第 4 号、国道環安第 40 号)
- ・「電線の占用場所に関する通達」  
「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」(平成 31 年 4 月 1 日付け国道利第 43 号、国道メ企第 33 号、国道環第 122 号)
- ・「電線の占用場所に関する事務連絡」  
「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」の運用上の留意事項について」(平成 31 年 4 月 1 日付け国土交通省道路局事務連絡)
- ・「同時整備の手引き」  
「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き Ver. 2」について」(令和 5 年 3 月 3 日付け国土交通省道路局事務連絡)

### 1-3 用語の説明

本ガイドラインにおける主な用語は、下表の通りである。

表 ガイドラインにおける用語

用語	解説
電線管理者	同時整備の対象となる電線共同溝の建設後に、電線を設置、管理する電気事業者、電気通信事業者、CATV 事業者、有線ラジオ放送事業者等のほか、信号等の交通施設管理用ケーブルを管理する行政機関等を含むものとする。
関係事業者	電線管理者に加え、電線共同溝を建設する道路に接続する道路の道路管理者、上下水道、ガス等、当該道路の占用に係るその他の事業者を含むものとする。
道路管理者	同時整備の対象となる電線共同溝の建設、管理を行う道路管理者をいう。
占用者	同時整備の対象となる電線共同溝を占用する（予定及び事後を含む）者をいう。
需要家	電気や通信、放送等について、それらの供給を必要とし、供給を受けて使用しているものをいう。
沿道需要	同時整備の対象とする電線共同溝を建設する道路の沿道において供給される、電気や通信、放送等をいう。
現況需要	同時整備の対象とする電線共同溝を建設する際、既に沿道において供給されている電気や通信、放送等をいう。
将来需要	同時整備の対象とする電線共同溝の建設後、将来的に沿道において供給が必要（想定を含む）とされる電気や通信、放送等をいう。

## 2. 同時整備（事前埋設）に関する事項

### 2-1 概要

道路事業と併せた電線共同溝の整備は、掘削工事に要する費用を削減し、効率的に無電柱化を推進する有効な取組である。

これまでの同時整備は、現況需要がある場合に限り、その必要な電線に加え将来需要に見合った電線を対象に管路等の整備（以下、「同時整備（通常埋設）」という。）を行ってきた。従って、道路整備時点での現況需要が無いバイパス整備等の場合は、道路整備と併せた電線共同溝の整備は実施されず、沿道の需要が発生した時点において、通常の電線共同溝の整備が行われてきた。

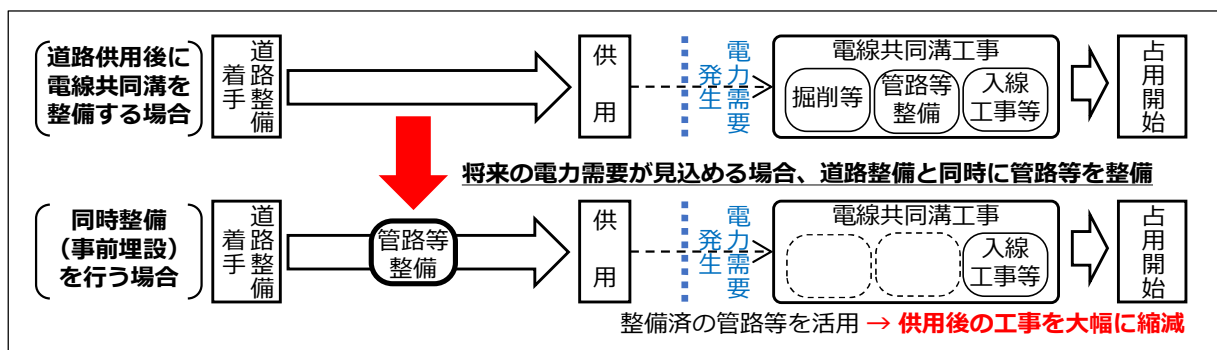
しかしながら、道路の供用後の電線共同溝の整備は、再度掘削を行うことによる費用や、工事の実施による交通規制等の社会的影響の観点から、効率的な整備ではない。

そこで、今後は供用開始時点における現況需要がない場合であっても、将来需要に見合った電線を対象として、管路等を道路事業と同時に整備（以下、「同時整備（事前埋設）」という。）することとし、この場合の整備に関する事項を本章に示す。

表 同時整備における整備手法

整備手法	概要
同時整備（通常埋設）	現況需要対応に必要な電線に加え、将来需要に見合った電線を対象に管路等を道路事業と同時に整備する手法
同時整備（事前埋設）	開通時点における現況需要がない場合であっても、将来需要に見合った電線を対象に管路等を道路事業と同時に整備する手法

なお、同時整備（事前埋設）においても、道路管理者と電線管理者が連携し、沿道地域の特性に応じて、埋設条数、埋設区間（単路部、交差点部等）や埋設位置（道路整備と一体的な施工が可能な位置等）などの整備内容を事前に検討・工夫することにより、コストの削減を図りつつ効率的な電線共同溝の整備を行うことが重要である。



## 2-2 対象事業等

### (1) 対象事業

同時整備（事前埋設）の対象事業は以下とする。

- 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路の新設、改築または修繕に関する事業
- 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業
  - ・土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理事業
  - ・新住宅市街地開発法（昭和 38 年法律第 134 号）による新住宅市街地開発事業
  - ・首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和 33 年法律第 98 号）による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和 39 年法律第 145 号）による工業団地造成事業
  - ・都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）による市街地再開発事業
  - ・新都市基盤整備法（昭和 47 年法律第 86 号）による新都市基盤整備事業
  - ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）による住宅街区整備事業
  - ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）による防災街区整備事業
- その他の事業
  - ・公共事業開発費により道路の工事を行う事業（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 46 条第 1 項に規定する都市再生整備計画に基づく道路の整備に関する事業、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け国住市第 350 号）第二の一に規定する住宅市街地総合整備事業における道路の整備に関する事業等）
  - ・都市計画法第 29 条に規定する許可を受けて行う同法第 4 条第 12 項に規定する開発行為等により道路を整備する事業
  - ・道路管理者以外の者が法第 24 条に基づく道路管理者の承認を受けて行う道路に関する工事を伴う事業

### (2) 対象となる事業内容

同時整備（事前埋設）の対象事業内容は、以下とする。

- バイパス整備
- 道路の拡幅整備（歩道・車道の拡幅、歩道・自転車通行帯等の設置等）
- 道路の拡幅または拡幅を伴わない下記の整備
  - ・交差点改良や道路照明設置等の交通安全施設等の整備
  - ・道路空間の再構築（道路構造の改良による歩道・自転車通行帯等の設置等）

### (3) 対象路線

同時整備（事前埋設）の対象路線は、都道府県及び市町村の地域防災計画等に位置づけられた緊急輸送道路等とする。

### (4) 整備対象とする需要の考え方

同時整備（通常埋設）は、現況需要対応に必要な電線に加え、将来需要対応に必要な電線の収容に必要な管路等を整備対象としているが、同時整備（事前埋設）については、現況需要が無い場合の整備を想定していることから、将来需要対応に必要な電線の収容に必要な管路等を整備対象とする。

表 同時整備における沿道需要への対応

整備種別	需要対応	
	現況需要対応	将来需要対応
同時整備（通常埋設）	○	○
同時整備（事前埋設）	×	○

なお、同時整備（事前埋設）において将来需要を見込む期間は、道路整備後の沿道における需要が発生するまでの期間及び電線共同溝の耐用年数（50年）を考慮し、「道路整備後20年間」とする。

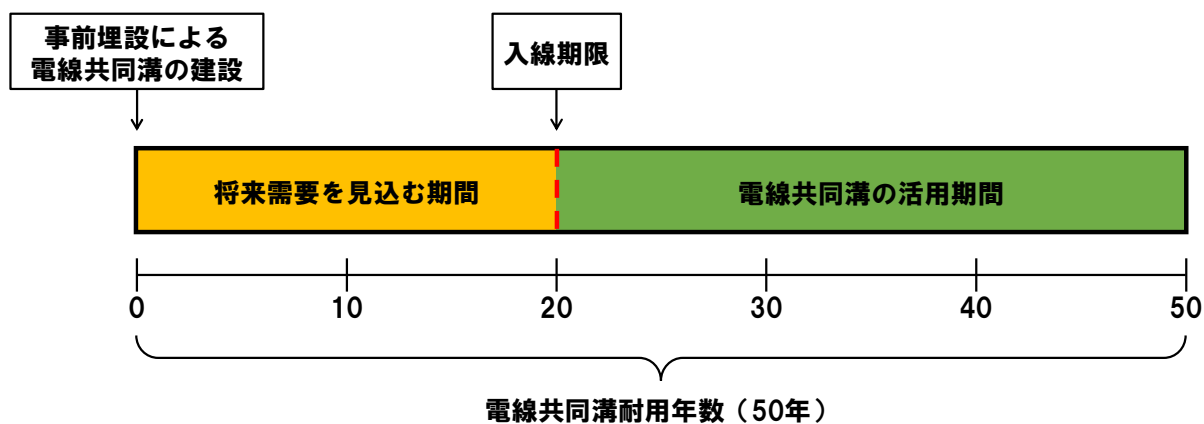


図 事前埋設における将来需要を見込む期間（イメージ）



### 2-3 手続きの流れ

同時整備（事前埋設）の実施にあたっては、一般的な電線共同溝事業と同様に「電線共同溝法」により、整備道路指定、整備計画の策定などの手続きを行う必要がある。また、将来需要に見合った管路整備を行うため、「電線共同溝の整備に関する通達」により、将来需要を関係事業者である電力・通信事業者や地方公共団体等から聴取するものとする。

以下に同時整備の手続き等に係るフローを示す。

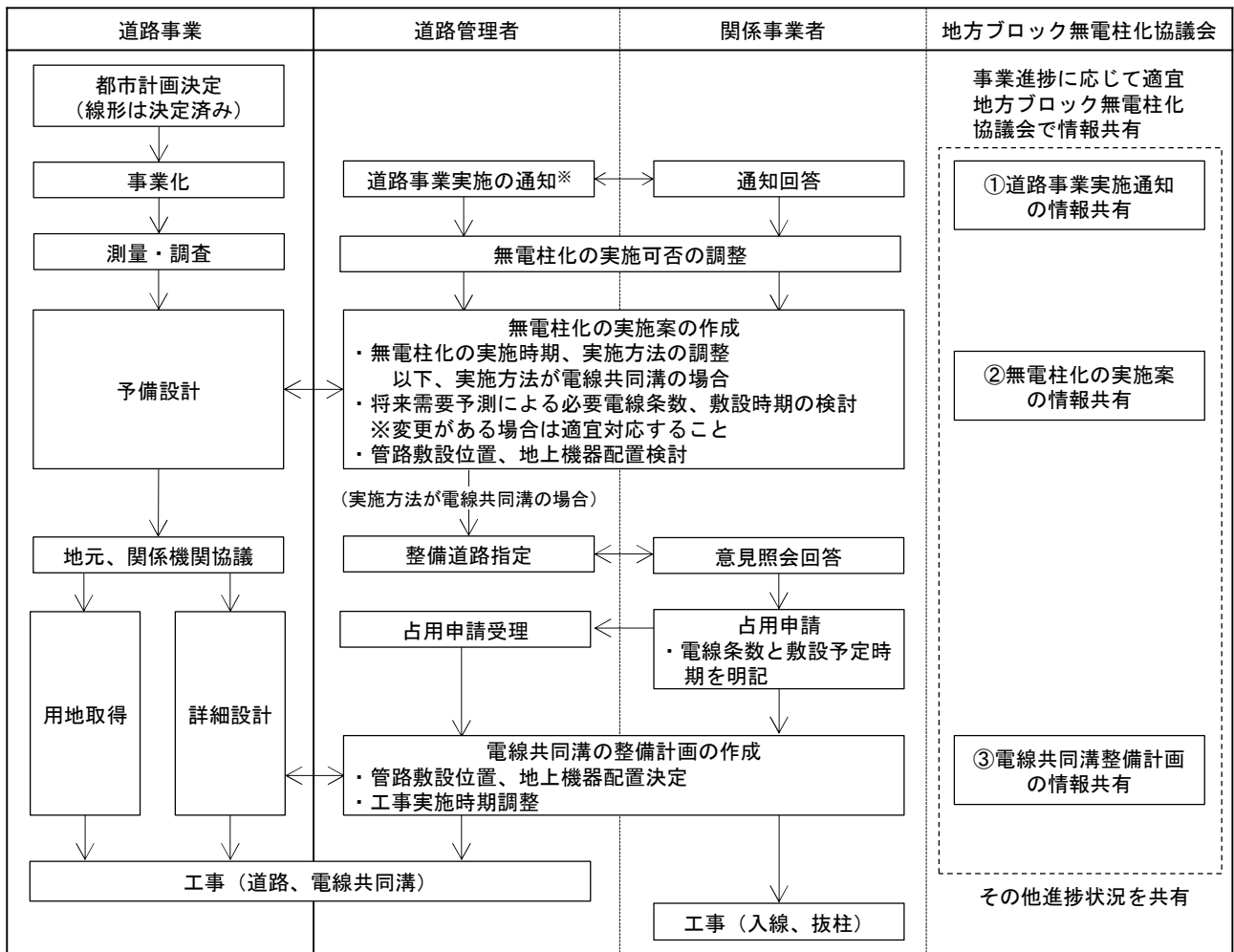


図 同時整備の手続き等に係るフロー（案）

※関係事業者への「通知」については、道路を掘削する工事着手の基準日（工事着手日が存する年度開始日。詳細は「同時整備の手引き」を参照すること）の2年前までに関係事業者へに通知することとなっているが、同時整備（事前埋設）については、関係事業者との調整を十分に行う必要があることから、道路管理者は出来る限り早期に通知するよう努めるものとする。

※道路管理者と関係事業者との協議、調整にあたっては、その時点で持ち合わせる資料をお互いに提供すること。例として、道路管理者から関係事業者への事業実施の通知に際し、土地利用計画図等を提供することなどが考えられる。

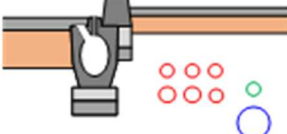
## 2-4 整備手法

電線共同溝をはじめとした電線類の地中化による無電柱化を実施する場合には、収容する電線類の量や地域における需要変動の見込み、道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、またメンテナンスを含めたトータルコストにも留意し、浅層埋設や小型ボックス構造、角型多条電線管等の様々な手法を比較し、現場に応じた最適な手法によりコスト縮減を図ることが重要である。

同時整備（事前埋設）においても、構造形式をはじめ、多様な整備手法を検討し、現場に応じた最適な手法によりコスト縮減に努めるものとする。

下表に「同時整備（事前埋設）における基本的な整備手法のイメージ」を示す。

表 同時整備（事前埋設）における基本的な整備手法のイメージ

整備手法	イメージ図	概要	特徴	低コスト手引き
小型ボックス構造	地上露出型	ロックアウトの付いたU型側溝を地中に埋設させ、蓋が地上に露出する構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>低コスト手法として開発された構造で採用実績もある</li> <li>露出型のため、入線作業及び維持管理性に優れる</li> <li>蓋構造や鍵によるセキュリティの確保が必要</li> </ul>	記載あり
	地中埋設型	ロックアウトの付いたU型側溝と蓋を地中に埋設させる構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>低コスト手法として開発された構造で採用実績もある</li> <li>埋設型のため、景観性に優れる</li> <li>地中に埋設することによる、セキュリティの確保が容易（鍵等が不要）</li> </ul>	記載なし
PU側溝活用構造	地上露出型	一般的なPU側溝を地中に埋設させ、蓋が地上に露出する構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>汎用性に最も優れた構造である</li> <li>PU側溝を流用するため、砂対策やロックアウト処理など追加加工が必要</li> <li>露出型のため、入線作業及び維持管理性に優れる</li> <li>セキュリティ確保のため蓋の加工が必要</li> </ul>	記載なし
	地中埋設型	一般的なPU側溝と蓋を地中に埋設させる構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>汎用性に最も優れた構造である</li> <li>PU側溝を流用するため、砂対策やロックアウト処理など追加加工が必要</li> <li>埋設型のため、景観性に優れる</li> <li>地中埋設による、セキュリティの確保が可能（鍵等が不要）</li> </ul>	記載なし
街渠一体構造		側溝と電線を収容する収容空間が一体となった構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>街渠一体型のため、狭隘な歩道にも対応可能</li> <li>新技術の採用となる</li> </ul>	記載なし
管路構造		管路を地中に埋設する構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>電線共同溝として多数採用されている構造である</li> <li>将来、管路数に不足が発生した場合に再掘削が必要</li> </ul>	記載あり

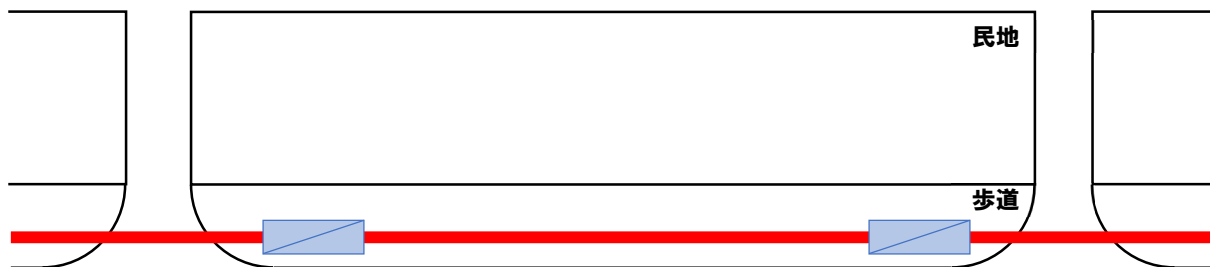
## 2-5 整備内容

一般的な電線共同溝の場合は、道路管理者により本体管路、特殊部（分岐・接続用、地上機器用）、引込管路、連系管路等が整備されるが、同時整備（事前埋設）を行う場合は、電線共同溝の整備内容のうち、下図に示す①道路整備時と②将来需要発生時に分けて、整備を行っていくことに留意する必要がある。

道路整備時の整備内容は、電線共同溝の整備内容のうち、事前に埋設しておくことが効率的である本体管路と特殊部（分岐・接続用）を基本とし、将来需要発生時の整備内容は、将来需要の意向等を踏まえる必要がある特殊部（地上機器用）、引込管路、連系管路等を基本とする。

ただし、整備する条数や沿道地域の特性に応じて、道路整備時に交差点部のみ特殊部を設置するなど、道路管理者と占用予定者との調整により、整備内容を工夫することも可能とする。

### ① 道路整備時



### ② 将来需要発生時

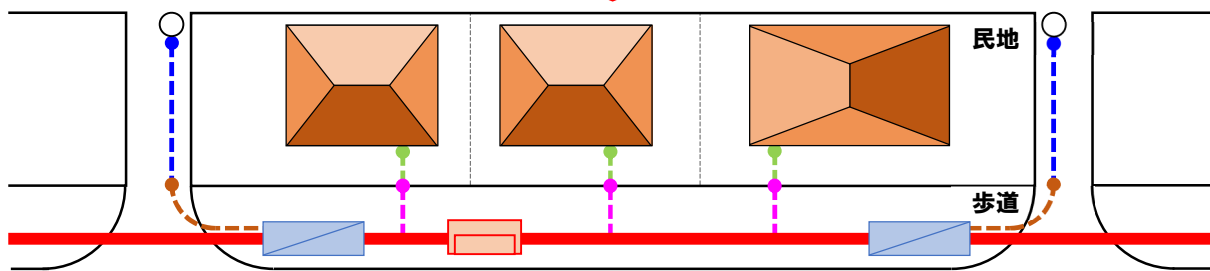


図 同時整備（事前埋設）における整備イメージ

表 同時整備（事前埋設）における整備内容

整備内容	道路整備時	将来需要発生時
 特殊部（分岐・接続用）	○ ※	
 本体管路	○ ※	
 特殊部（地上機器用）	※	○
 引込管路	※	○
 引込設備		○
 連系管路	※	○
 連系設備	※	○

※協議により道路管理者による整備の妥当性（将来需要発生 of 明確性及び設備の必要性）が確認された設備について、道路整備時に道路管理者が整備する。

## 2-6 管理区分と費用負担

電線共同溝の費用負担と管理区分については、「無電柱化の費用負担等の取扱いに関する通知」に基づき実施しているところであるが、同時整備（事前埋設）の費用負担と管理区分については、下記のとおりとする。

表 同時整備（事前埋設）における費用負担及び管理区分

設備名称	区分	費用負担	管理区分
①道路整備時	本体管路	道路管理者 <sup>※4</sup> (建設負担金 <sup>※2</sup> 含む)	道路管理者
	特殊部 (分岐・接続用 <sup>※1</sup> )	道路管理者 <sup>※4</sup> (建設負担金 <sup>※2</sup> 含む)	道路管理者
②将来需要発生時	特殊部 (分岐・接続用 <sup>※1</sup> )	電線管理者 <sup>※4</sup>	道路管理者
	特殊部 (地上機器用)	電線管理者 <sup>※4</sup>	道路管理者
	引込管路 (道路区域内)	電線管理者 <sup>※4</sup>	道路管理者
	引込設備 (道路区域外)	電線管理者等 <sup>※3</sup>	電線管理者等 <sup>※3</sup>
	連系管路 (道路区域内)	電線管理者 <sup>※4</sup>	道路管理者
	連系設備 (道路区域外)	電線管理者 <sup>※4</sup>	電線管理者
	ケーブル等 電設資材	電線管理者	電線管理者

※1：特殊部(分岐・接続用)は、本体管路の両端部のみの設置とする。

※2：事前埋設の建設負担金は、2-7節を参照すること。

※3：需要家、電線管理者または地方公共団体

※4：協議により道路管理者による整備の妥当性（将来需要発生の明確性及び設備の必要性）が確認された設備について、道路整備時に道路管理者が整備する。

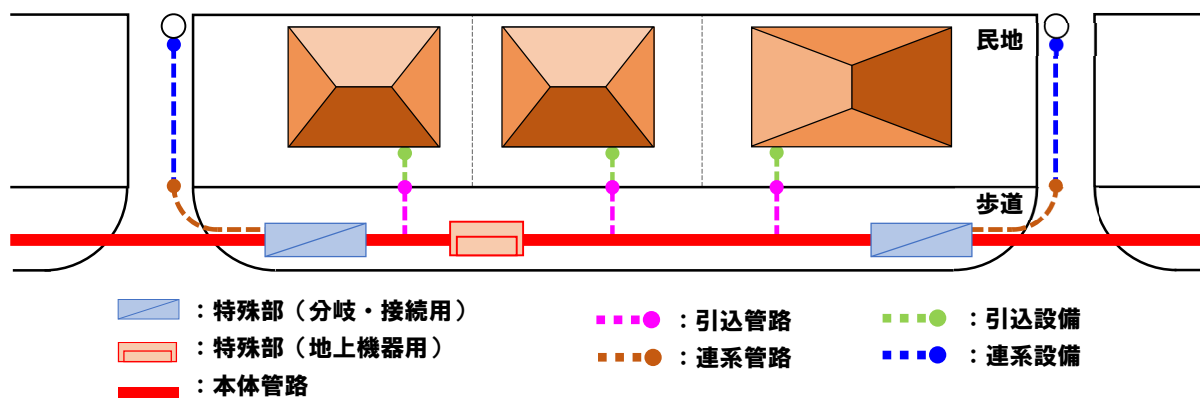


図 電線共同溝における設備形成イメージ

なお、占用予定者は「電線共同溝法」第4条<sup>※1</sup>に基づき電線共同溝の占用に必要な手続きを行い、道路管理者は同法第18条<sup>※1</sup>及び「事務次官通達」4(3)<sup>※2</sup>に基づき電線共同溝管理規程を定めることとする。

※1「電線共同溝等の整備等に関する特別措置法（抄）」

第4条 前条第一項の規定による指定があったときは、電線共同溝の建設完了後における当該電線共同溝の占用を希望する者は、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者に当該電線共同溝の建設完了後の占用の許可を申請することができる。

第18条 道路管理者は、電線共同溝を適正かつ円滑に管理するため、この法律の規定に基づき当該電線共同溝を占用する者の意見を聴いて、国土交通省令で定めるところにより、電線共同溝管理規程を定めるものとする。

※2「電線共同溝等の整備等に関する特別措置法の施行について（通達）」

4 電線共同溝の管理について

(3) 電線共同溝の管理については、電線共同溝を占用するものの意見を聴いて電線共同溝管理規程を定めた上で、これに基づき、電線共同溝の構造並びに当該電線共同溝に敷設される電線の構造及び管理に支障が生じることのないよう適切にかつ円滑に行うこと。

## 2-7 建設負担金

電線共同溝の建設負担金（標準単価）については、「建設負担金の標準単価に係る事務連絡」に基づき実施しているところであるが、同時整備（事前埋設）の建設負担金（標準単価）については、下記のとおりとする。

表 同時整備（事前埋設）における建設負担金の標準単価

	同時整備（事前埋設）
標準単価 (千円/条・km)	0

## 2-8 将来需要発生後の新規需要への対応

同時整備（事前埋設）においては、将来需要発生時の整備以降に発生した新たな需要への対応については、当該需要発生時の整備（本体管路や引込設備等）を一体的に行うことが効率的と考えられるため、占用予定者が対応するものとする。

## 2-9 留意事項

### (1) 準拠すべき主な手続き

同時整備（事前埋設）を行う場合、同時整備（通常埋設）において行うこととされている以下の点に準拠する必要がある。

#### 1) 基本的事項

「無電柱化法」第12条\*の前段では、関係事業者は道路事業や市街地開発事業等の実施が実施される場合には、電柱を道路上に新設しないようにすることとされている

※無電柱化の推進に関する法律（電柱又は電線の設置の抑制及び撤去）

第12条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項第1号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

この「無電柱化法」第12条の前段の実効性を担保するため、「施行規則」の一部改正（平成31年度国土交通省令第32号）が行われ、同規則第4条の4の2に電線の占用場所に関する技術的細目\*が追加された。これにより、道路事業等の実施区域において電柱の占用が認められる場合は、電線を道路の地下に埋設することが道路構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所に限定されることになり、技術上困難にあたらぬ場合は原則、無電柱化を実施することとされた。

※道路法施行規則（電線の占用の場所）

第4条の4の2 道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設ける場合における令第11条の2第2項において準用する令第11条第1項第1号に規定する公益上やむを得ないと認められる場所は、当該事業の実施と併せて当該電線を道路の地下に埋設することが当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所に限るものとする。

この技術上困難に該当しない場合の具体的な運用方法が「同時整備の手引き」に、現況需要と将来需要に見合った整備を実施するための留意事項が「電線共同溝の整備に関する通達」に示されている。

同時整備の実施にあたっては、以下の2点が重要である。

- ① 電線を道路の地下に埋設する際の技術的困難を適確に判断すること
- ② 将来需要に見合った整備を確実に実施すること

## 2) 「同時整備の手引き」の概要

「同時整備の手引き」は、道路事業及びこれに類する事業（道路管理者以外の者が道路法第24条に基づく道路管理者の承認を受けて行う道路に関する工事を伴う事業）に併せた無電柱化を推進するための具体的な運用に関する参考資料であり、①道路を掘削する工事における掘削等の深さ、②施工区間延長の考え方、③占有が想定される関係事業者への通知について等、現場運用における具体的な実施方法等が記されている。

### i) 道路を掘削する工事における掘削等の深さ

- ① 切削オーバーレイを行う場合等は、掘削の深さが管路の敷設される層の天端よりも浅くなり、一般的に管路を敷設することは困難であり、技術上困難な場合に該当する。
- ② 盛土工事を行う場所については、一般的に管路を敷設することは可能であり、技術上困難な場合には該当しない。

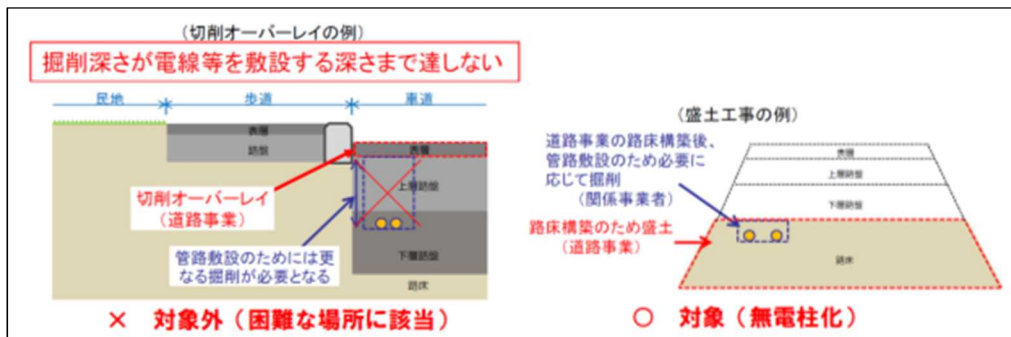


図 道路を掘削する工事における掘削深さの整合の判断 (例)

### ii) 施工区間延長の考え方について

- ① 道路を掘削する工事の施工区間延長が、各地上機器の供給区間延長と整合しない場合は、一般的に電線共同溝として機能する設備形成が困難であり、技術上困難な場合に該当する。
- ② 「各地上機器の供給区間延長と整合しない場所」とは、概ね1器の地上機器の供給区間延長を超えない施工区間延長の工事と認められる場所であり、当該供給区間延長は、地上機器の容量や沿道の電力需要等により異なることから、関係事業者と適切に調整する。

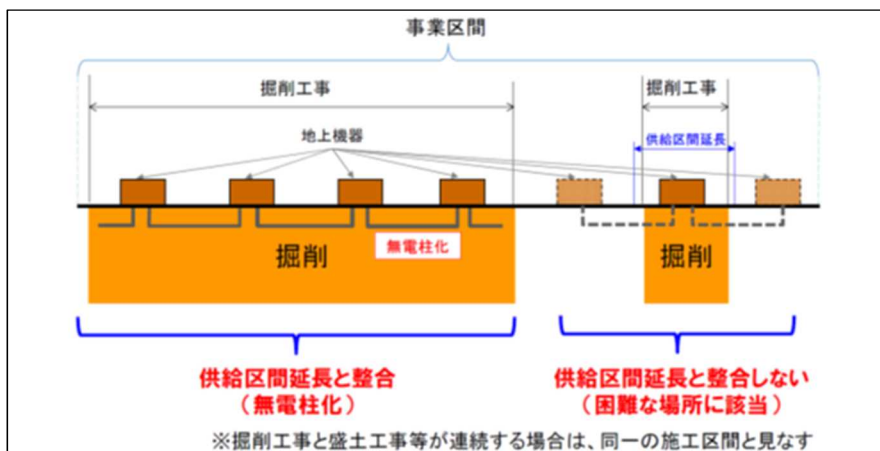


図 施工区間延長と供給区間延長の整合の判断 (例)

### iii) 占用が想定される関係事業者への通知について

#### ① 通知の方法、時期

- ・関係事業者へ通知を行う事業は、「電線の占用場所に関する通達」2の対象事業のうち、掘削深さの技術的困難に該当しないと道路事業を実施する者が判断した事業とする。
- ・通知は、道路事業を実施する者から文書により関係事業者に対して行う。なお、通知を行う際には、通知日から3ヶ月以内に回答するよう期限を定めて確実に調整が行われるようにする。
- ・通知を行う時期については、道路を掘削する工事着手の基準日の2年前までに関係事業者へ通知することとなっているが、道路事業者と関係事業者が連携し整備内容等を検討・調整を行う必要があることから、道路事業を行う予定であることが明らかになった時点である都市計画決定や事業化がなされた段階で通知することを基本とする。
- ・なお、交差点改良事業など、事業化後、速やかに工事着手される事業でも、道路を掘削する工事着手の基準日の2年前までに通知を行うこと。
- ・「工事着手の基準日」については、当該道路事業の事業箇所単位で判断するものとする。ただし、一つの事業箇所を複数の工区に分けて段階的に工事に着手する場合には、その工区単位で工事着手の基準日を判断する。

#### ② 通知後の関係者事業者との調整

- ・関係事業者へ通知後に、関係事業者と無電柱化の実施可否、実施時期、方法等について調整を開始し実施案をまとめる。
- ・道路管理者と関係事業者は、調整した実施案について、地方ブロック無電柱化協議会等の場で報告し、共有するものとする。
- ・また、地方ブロック無電柱化協議会等の場を活用して、関係事業者へ通知した事業の進捗状況、関係事業者と調整した実施案等の情報の共有を図ることとする。情報共有の際には、対象となる事業を一覧にして示すことなどにより、事業の進捗が関係者全員で効率的に確認できるよう工夫することが望ましい。
- ・通知後に工事着手までの相当の期間が経過した場合には、地方ブロック無電柱化協議会等の場を活用して、道路管理者と関係事業者で当該事業の当面の工事予定等の情報共有を図る。
- ・道路事業及び無電柱化の施工にあたって、道路管理者と関係事業者が緊密に連携して効率的に事業を進めることが必要である。



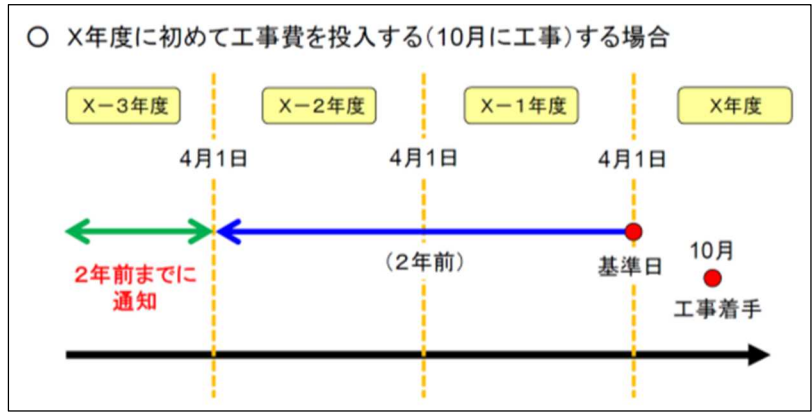


図 工事着手の基準日の考え方

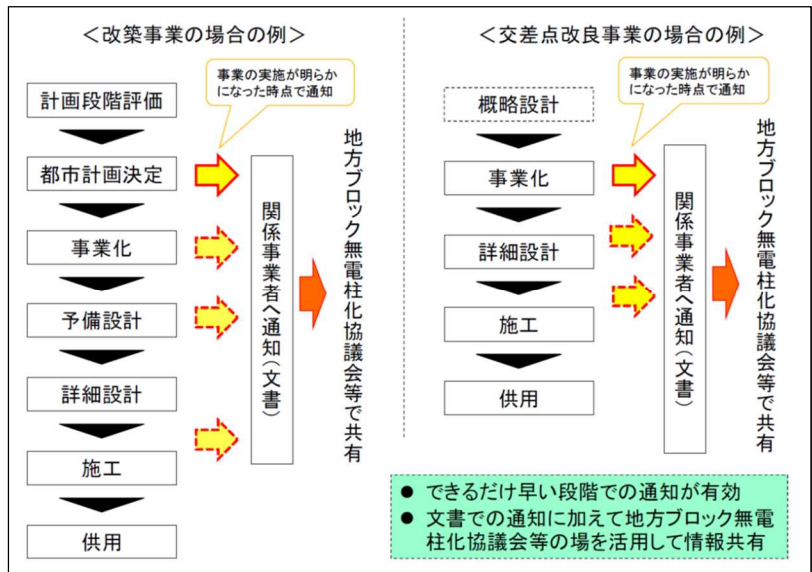


図 通知後の情報共有のイメージ

### 3)「電線共同溝の整備に関する通達」の概要

「電線共同溝の整備に関する通達」には、「将来の需要に見合った管路」を整備するため、下記の留意事項が示されている。

#### i) 電線ごとの敷設予定時期の把握について

- ① 敷設計画書の「電線共同溝に電線を敷設する予定時期」欄に「複数条の電線の敷設が予定されている場合についても、電線ごとの敷設予定時期」を明記する。
- ② 電線共同溝整備計画においても、①と同様に、「電線ごとの敷設予定時期」を明記する。

#### ii) 将来需要に見合った管路の整備について

- ① 占用申請書の「電線の数量」欄に「電線共同溝の建設後直ちに敷設されることが想定される現況需要対応に必要な電線の条数に加え、敷設予定時期が明らかな追加電線の条数のみ」を記載させることとし、これにより把握した電線条数に限り管路を整備する。
- ② メンテナンス等の対応のため必要となる電線の条数は、電線共同溝の占用を希望する者ごとに最大1条までとすること。また、整備する管路は電力系又は通信系のそれぞれについて1管までとする。

#### iii) 電線の敷設状況の継続的な把握について

- ① 道路管理者は、占用者である電線管理者と連携し、電線の敷設状況を敷設が完了するまでは少なくとも年に一度確認すること。また、(1)で把握した電線ごとの敷設予定どおりに敷設されていない場合は、占用者である電線管理者に敷設していない理由を聴取する。

## (2) 高圧電線の取扱い

整備手法の検討にあたり、小型ボックス構造、PU側溝活用構造、街渠一体構造を活用する場合は、低圧電線や通信線と高圧電線との離隔を確保しなければならないことから、電線収容空間（U型側溝内部等）に高圧電線を入線できないため、高圧電線用の管路を本体管路とは別に設置しなければならないことに留意が必要である。

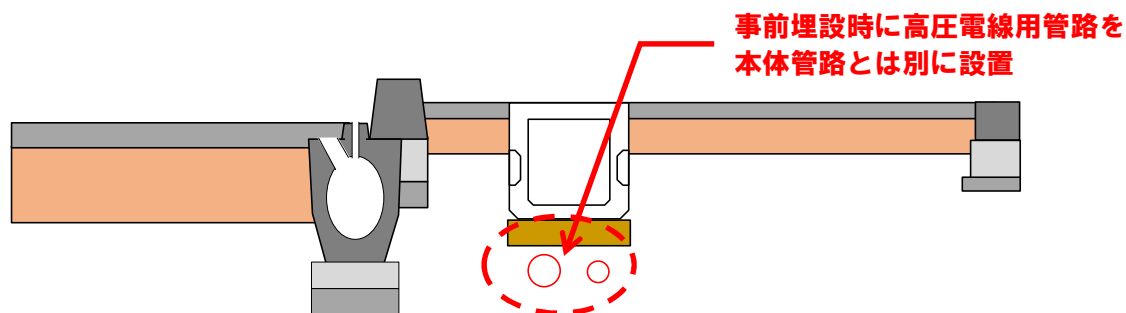


図 高圧電線用管路の設置イメージ（小型ボックス構造の場合）

表 電線の離隔距離

	電力高圧線 (200V 超～ 7000V 未満)	電力低圧線 (200V 以下)	通信線	光ケーブル
電力高圧線 (200V 超～7000V 未満)	15cm 以上	15cm 以上	10cm 以上	0cm 超 (接触させない)
電力低圧線 (200V 以下)		0cm 以上 <sup>※1</sup> (接触可)	0cm 以上 <sup>※2</sup> (接触可)	0cm 以上 (接触可)
通信線			0cm 以上 <sup>※2</sup> (接触可)	0cm 以上 (接触可)
光ケーブル				0cm 以上 (接触可)

※1：電気設備の技術基準の解釈に基づく自消性のある難燃被覆された電力線を使用する場合

※2：有線電気通信設備令施行規則に基づく難燃性のある防護被覆された通信線を使用する場合

### (3) 埋設位置の検討

同時整備（事前埋設）の埋設位置の検討にあたっては、占用予定者との調整の上、道路工事における一体的な施工性を考慮するものとする。

例えば、歩道や自転車通行帯の設置に伴う縁石や街渠等の改良において、当該構造物と電線共同溝の掘削位置を近接させ、かつ掘削深さを調整することにより、掘削断面を一体化すること等が考えられる。

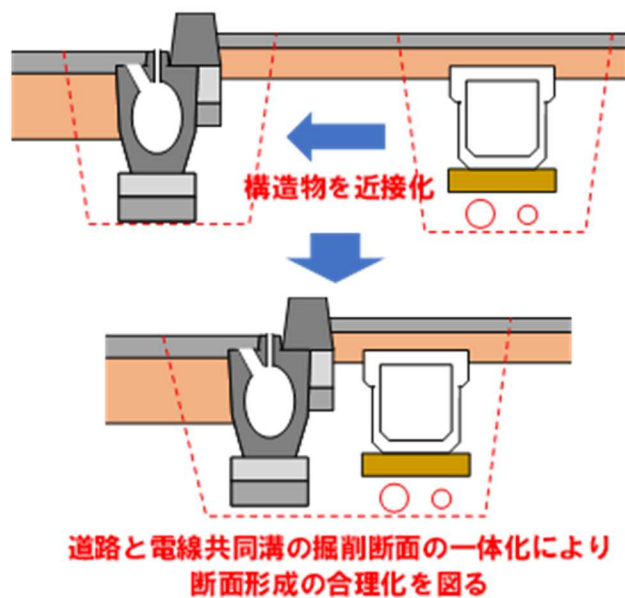


図 同時整備（事前埋設）における断面形成の合理化のイメージ

#### **(4) 施行者等との調整**

##### **1) 施行者等との事前協議**

ア 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業並びに土地区画整理法による土地区画整理事業及び新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業について、当該事業に係る工事の実施前の事前協議の段階から、施工者、開発事業者、関係事業者等に無電柱化の実施を求めること。

イ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業について、改正規則の施行日以前に当該事業に対する公共施設管理者の同意又は事業の認可がされた場合であって、事業計画の内容、事業の進捗等を考慮し、事業計画の変更が困難であると認められるときは、改正規則第4条の4の2第1項の「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」に該当するものとして取り扱うものとする。

##### **2) 2年前までに2-9(1)2)iii)に定める通知がなされていない場所への対応**

ア 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業並びに土地区画整理法による土地区画整理事業及び新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業について、施行者等から2年前までに2-9(1)2)iii)に定める通知が可能であったにもかかわらず、これがなされなかった場合には、道路管理者は、当該事業による道路の管理を引き継ぐべきではない。

イ 「電線の占用場所に関する通達」3(3)により、2年前までに道路を掘削する工事が実施される旨の通知がなされていない場所については、アに揚げる場合を除き地下埋設の困難性が認められることとなるが、こうした場所についても、道路管理者は、可能な限り無電柱化の実施がなされるよう施行者、開発事業者、関係事業者等との調整に努めること。

### 3. 関連法令等

#### 3-1 関連法令

(1) 道路法（抄）	21
(2) 道路法施行令（抄）	26
(3) 道路法施行規則（抄）	28
(4) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（抄）	29
(5) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（抄）	32
(6) 無電柱化の推進に関する法律（抄）	33
(7) 電気設備に関する技術基準を定める省令（抄）	34
(8) 電気設備の技術基準の解釈（抄）	35
(9) 有線電気通信設備令施行規則（抄）	37

#### 3-2 関連通達・通知・事務連絡

(1) 「電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について（通達）」	38
(2) 「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」	41
(3) 「電線共同溝整備に係る建設負担金の標準単価について」	45
(4) 「電線共同溝の整備の適切な実施について」	47
(5) 「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う 電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」	49
(6) 「「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所 に関する技術的細目の取扱いについて」の運用上の留意事項について」	53
(7) 「「無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術」の活用について」	55
(8) 「「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き Ver.2」について」	57

#### 3-3 関連計画

(1) 無電柱化推進計画	71
--------------	----

### 3-1 関連法令

#### (1) 道路法(抄)(昭和二十七年法律第百八十号)

(用語の定義)

第二条 (略)

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

(中略)

九 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝

(以下略)

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項から第八項まで、第十九条から第二十二條の二まで、第四十八條の十九第一項又は第四十八條の二十二第一項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 道路の占有(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
- 二 道路の占有の期間
- 三 道路の占有の場所
- 四 工作物、物件又は施設の構造
- 五 工事実施の方法

## 六 工事の時期

## 七 道路の復旧方法

- 3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
- 5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

### （道路の占用の許可基準）

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

- 2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。
  - 一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
  - 二 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
  - 三 前条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（以下「歩行者利便増進施設等」という。）で、第四十八条の二十第一項に規定する歩行者利便増進道路（第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。第四十八条の二十三第一項、第三項及び第五項、第四十八条の二十四第一項並びに第四十八条の二十七第二項第二号において同じ。）の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域（以下「利便増進誘導区域」という。）内に設けられるもの（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるも



のが併せて講じられるものに限る。)

四 前条第一項第一号、第五号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第四十八条の二十九の二第一項に規定する防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。第四十八条の二十九の二第一項及び第四十八条の二十九の五第一項において同じ。）に資するものとして政令で定めるもの

五 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

六 前条第一項第三号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

5 前二項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。

6 第二項の規定による許可（同項第三号に係るものに限る。）に係る前条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、前条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、次条第二項第三号の措置を記載した書面を添付して、」と、第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

（工事の調整のための条件）

第三十四条 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、道路を不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないために必要があると認めるときは、当該申請に係る道路の占用に関する工事と他の申請に係る道路の占用に関する工事若しくは他の道路占有者の道路の占用又は道路に関する工事とを相互に調整するために当該許可に対して必要な条件を附することができる。この場合において、道路管理者は、あらかじめ当該申請に係る道路の占用に関する工事を行おうとする者又は他の道路占有者の意見を聞かなければならない。

（国の行う道路の占用の特例）

第三十五条 国の行う事業のための道路の占用については、第三十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第二項各号に掲げる事項及び第三十九条に規定する占用料に関する事項については、政令でそ

の基準を定めることができる。

(水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例)

第三十六条 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガス事業法第二条第十一项に規定するガス事業（同条第二項に規定するガス小売事業を除く。）の用に供するものに限る。）又は電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者（同項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者を除く。）がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を道路に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事（前項ただし書の規定による工事を含む。）のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が第三十三条第一項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えなければならない。

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路（第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。）の占用を禁止し、又は制限することができる。

- 一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- 二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
- 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

2 道路管理者は、前項の規定により道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に、当該道路の占用を禁止し、又は制限しようとする理由及び区域について協議しなければならない。当該道路の占用の禁止又は制限の区域の指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

3 道路管理者は、前二項の規定に基づいて道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめその旨を公示しなければならない。

(道路管理者の道路の占有に関する工事の施行)

第三十八条 道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認める場合又は道路占有者の委託があつた場合においては、道路の占有に関する工事で道路の構造に係のあるものを自ら行うことができる。

2 前項の場合において、道路の構造を保全するために必要があると認めて道路管理者が自ら工事を行おうとするときは、当該道路管理者は、道路占有者に対して、あらかじめ自ら当該工事を行うべき旨及び当該工事を行うべき時期を通知しなければならない。

## (2) 道路法施行令(抄)(昭和二十七年政令第四百七十九号)

(電柱又は公衆電話所の占用の場所に関する基準)

第十一条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての電柱又は公衆電話所に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。

二 電柱(鉄道の電柱を除く。)を地上に設ける場合においては次のいずれにも適合する場所であり、鉄道の電柱又は公衆電話所を地上に設ける場合においてはイに適合する場所であること。

イ 電柱又は公衆電話所の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(1) 法のり面(法のり面のない道路にあつては、路端に近接する部分)

(2) 歩道内の車道に近接する部分

ロ 同一の線路に係る電柱を道路(道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分を除く。以下この号において同じ。)に設ける場合においては、道路の同じ側であること。

ハ 電柱を歩道を有しない道路に設ける場合において、その反対側に占用物件があるときは、当該占用物件との水平距離が八メートル以上であること。

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、電柱にあつては前条(第二号から第五号までに係る部分に限る。)の規定を、公衆電話所にあつては同条(第一号ハ及び第二号から第五号までに係る部分に限る。)の規定を、それぞれ準用する。

(電線の占用の場所に関する基準)

第十一条の二 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての電線に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 電線を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 電線の最下部と路面との距離が五メートル(既設の電線に附属して設ける場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合にあつては四・五メートル、歩道上にあつては二・五メートル)以上であること。

ロ 電線を既設の電線に附属して設ける場合においては、保安上の支障がなく、かつ、技術上やむを得ないとき又は公益上やむを得ない事情があると認められるときを除き、当該既設の電線に、これと錯そうするおそれがなく、かつ、保安上の支障のない程度に接近していること。

二 電線を地下(トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地下を除く。次条第一項第二号及び第十一条の四第一項において同じ。)に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 道路を横断して設ける場合及び車道(歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部。以下この号及び第十一条の八第一項第二号において同じ。)以外の部分に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときに電線の本線を車道の部分に設ける場合を除き、車道以外の部分であること。

ロ 電線の頂部と路面との距離が、保安上又は道路に関する工事の実施上の支障のない場合を除き、車道にあつては〇・八メートル、歩道(歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三

分の二に相当する路面の中央部以外の部分。次条第一項第二号イ並びに第十一条の八第一項第二号及び第三号において同じ。)にあつては〇・六メートルを超えていること。

三 電線を橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、桁の両側又は床版の下であること。

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第二号から第五号までに係る部分に限る。）及び前条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

### (3) 道路法施行規則(抄)(昭和二十七年建設省令第二十五号)

(電線の占用の場所)

第四条の四の二 道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設ける場合における令第十一条の二第二項において準用する令第十一条第一項第一号に規定する公益上やむを得ないと認められる場所は、当該事業の実施と併せて当該電線を道路の地下に埋設することが当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所に限るものとする。

2 令第十一条の二第一項第二号ロに規定する電線は、次の各号に掲げるもの以外のものとする。

- 一 災害による復旧工事その他緊急を要する工事に伴い一時的に設けられる電線
- 二 路床が岩盤等であつて令第十一条の二第一項第二号ロに規定する距離とすることが著しく困難な場所に設けられる電線
- 三 電線の立ち上がり部分
- 四 各戸に引き込むために埋設される電線
- 五 道路若しくは電線を収容する占用物件の構造又は他の占用物件の占用の位置の関係から、令第十一条の二第一項第二号ロに規定する距離とすることが著しく困難又は不適當な場所に設けられる電線

3 前項各号に規定する電線の頂部と路面との距離は、舗装の構造、交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して道路管理上必要な距離とする。

4 令第十一条の二第一項第二号ロに規定する場合は、マンホール、ハンドホール又は道路管理者の設ける電線共同収容溝(二以上の道路占用者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設で法第二条第二項第九号に規定する共同溝及び電線共同溝以外のものをいう。)に収容される電線を当該電線の保全のために適切な措置を講じて埋設する場合とする。

#### (4) 電線共同溝の整備に関する特別措置法(抄)(平成七年法律第三十九号)

(定義)

##### 第二条 (略)

3 この法律において「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。

(電線共同溝を整備すべき道路の指定)

第三条 道路管理者は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等を勘案して、その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、電線をその地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去又は設置の制限をすることが特に必要であると認められる道路又は道路の部分について、区間を定めて、電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会、市町村(当該指定に係る道路の道路管理者が市町村である場合の当該市町村及び次項の規定による要請をした市町村を除く。)、当該道路の沿道がその供給区域又は供給地点に該当する電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者又は同項第十三号に規定する特定送配電事業者及び当該道路の沿道がその業務区域に該当する電気通信事業法(昭和三十九年法律第八十六号)第一百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者(政令で定める者を除く。)の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 市町村は、当該市町村の区域内に存する道路の道路管理者に対し、第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。

4 道路管理者は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請)

第四条 前条第一項の規定による指定があったときは、電線共同溝の建設完了後における当該電線共同溝の占用を希望する者は、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者に当該電線共同溝の建設完了後の占用の許可を申請することができる。

2 道路管理者は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定に係る道路又は道路の部分(以下「電線共同溝整備道路」という。)について、当該指定の日前になされた道路法第三十二条第一項若しくは第三項又は同法第三十五条の規定による許可又は協議に基づき当該道路の地上に設置された電線又は電柱(いまだ設置に至らないものを含む。)の設置及び管理を行う者に対し、前項の規定による申請を勧告することができる。

3 国が電線共同溝の建設完了後における当該電線共同溝の占用を希望する場合においては、国が道路管理者に協議することをもって、第一項の規定による申請をしたものとみなす。

4 道路管理者は、第一項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その申請を却下しなければならない。

一 当該申請の内容が、当該電線共同溝整備道路の構造等に照らし採用することのできる電線共同溝の規模及び構造上相当でないと認められるものであること。

二 当該申請が、当該電線共同溝の建設及び管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであること。

(電線共同溝の建設)

第五条 道路管理者は、電線共同溝整備道路について、この章に定めるところにより、電線共同溝を建設するものとする。

2 道路管理者は、前条第一項の規定による申請をした者（同条第四項の規定により却下された者を除く。以下「電線共同溝の占用予定者」という。）の意見を聴いて、電線共同溝整備計画を定めることができる。

3 道路管理者は、前項の規定により電線共同溝整備計画を定める場合において、電線による道路の占用の動向を勘案してその構造の保全その他道路の管理上必要と認められるときは、当該計画において電線共同溝の占用予定者以外の者の占用のための電線共同溝の部分を定めることができる。

4 道路管理者は、第二項の規定により電線共同溝整備計画を定めた場合においては、当該電線共同溝整備計画に基づき電線共同溝の建設を行わなければならない。

5 道路管理者がこの法律の規定に基づき電線共同溝として建設する施設については、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）の規定は、適用しない。

(電線共同溝の占用予定者の建設負担金)

第七条 電線共同溝の占用予定者は、電線共同溝の建設に要する費用のうち、電線共同溝の建設によって支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。

2 電線共同溝の建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

(電線共同溝の増設)

第八条 道路管理者は、第五条に規定するところにより電線共同溝が建設された電線共同溝整備道路について、既設の電線共同溝の収容能力に不足を生じたと認めるときは、この条に定めるところにより、電線共同溝を増設することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により電線共同溝を増設しようとするときは、その旨を公示しなければならない。

3 第四条、第五条第二項から第五項まで、第六条及び前条の規定は、第一項の規定による電線共同溝の増設について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「前条第一項の規定による指定」とあるのは「第八条第二項の規定による電線共同溝の増設の公示」と、同条第一項及び第三項中「建設完了後」とあるのは「増設完了後」と、同条第二項中「当該指定」とあるのは「当該公示」と、同条第四項第二号、第五条第四項及び前条中「建設」とあるのは「増設」と、第五条第二項中「前条第一項」とあるのは「第八条第三項において準用する前条第一項」と、「同条第四項」とあるのは「第八条第三項において準用する前条第四項」と、同項及び同条第三項、第六条並びに前条第一項中「電線共同溝の占用予定者」とあるのは「増設に係る電線共同溝の占用予定者」と、第五条第二項から第四項までの規定中「電線共同溝整備計画」とあるのは「電線共同溝増設計画」と、同条第五項中「建設する」とあるのは「増設す



る」と読み替えるものとする。

(占有予定者に対する電線共同溝の占有の許可)

第十条 道路管理者は、電線共同溝の建設又は増設を完了したときは、直ちに、次に掲げる事項を明らかにして、電線共同溝の占有予定者又は増設に係る電線共同溝の占有予定者に当該電線共同溝の占有の許可をするものとする。

- 一 占有することができる電線共同溝の部分
  - 二 電線共同溝に敷設することができる電線の種類及び数量
  - 三 電線共同溝を占有することができる期間
- 占有予定者であった者以外の者等の占有負担金)

第十三条 第十一条第一項又は前条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る電線共同溝の建設又は増設に要した費用（第七条第一項（第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により電線共同溝の占有予定者又は増設に係る電線共同溝の占有予定者が負担した費用を除く。）のうち、当該電線共同溝の占有によって支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して政令で定めるところにより算出した額の占有負担金を負担しなければならない。

2 負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

(電線共同溝管理規程)

第十八条 道路管理者は、電線共同溝を適正かつ円滑に管理するため、この法律の規定に基づき当該電線共同溝を占有する者の意見を聴いて、国土交通省令で定めるところにより、電線共同溝管理規程を定めるものとする。

## **(5) 電線共同溝の整備に関する特別措置法施行令（抄）（平成七年政令第二百五十六号）**

（建設負担金の額の算出方法）

第二条 法第七条第一項（法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく負担金（以下「建設負担金」という。）の額は、付録第一の式により算出した電線共同溝の建設又は増設によって支出を免れることとなる金額（当該算出した金額の合計額が電線共同溝の建設又は増設に要する費用の額を超える場合にあっては、当該費用の額に当該合計額に対する当該算出した金額の割合を乗じて得た額）とする。

（建設負担金に係る費用の範囲）

第三条 法第七条第二項（法第八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電線共同溝の建設又は増設に要する費用の範囲は、電線共同溝の建設又は増設のために直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、機械器具費、営繕費、工事雑費並びに事務費とする。

## (6) 無電柱化の推進に関する法律(抄)(平成二十八年法律第百十二号)

(無電柱化推進計画)

第七条 国土交通大臣は、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、無電柱化の推進に関する計画(以下「無電柱化推進計画」という。)を定めなければならない。

2 無電柱化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 無電柱化の推進に関する基本的な方針

二 無電柱化推進計画の期間

三 無電柱化の推進に関する目標

四 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

五 前各号に掲げるもののほか、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

3 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、無電柱化推進計画を変更するものとする。

4 国土交通大臣は、無電柱化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者(次条第三項において「関係電気事業者」という。)並びに電気通信事業法(昭和三十九年法律第八十六号)第一百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者(次条第三項において「関係電気通信事業者」という。)(道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して同法第一百二十条第一項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。)の意見を聴かななければならない。

5 国土交通大臣は、無電柱化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(無電柱化が特に必要であると認められる道路の占用の禁止等)

第十一条 国及び地方公共団体は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために無電柱化が特に必要であると認められる道路について、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定による道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(電柱又は電線の設置の抑制及び撤去)

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)第二条第二項第一号に掲げる事業(道路の維持に関するものを除く。)、都市計画法(昭和三十九年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

## **(7) 電気設備に関する技術基準を定める省令(抄)(平成九年通商産業省令第五十二号)**

(地中電線等による他の電線及び工作物への危険の防止)

第三十条 地中電線、屋側電線及びトンネル内電線その他の工作物に固定して施設する電線は、他の電線、弱電流電線等又は管(他の電線等という。以下この条において同じ。)と接近し、又は交さる場合には、故障時のアーク放電により他の電線等を損傷するおそれがないように施設しなければならない。ただし、感電又は火災のおそれがない場合であって、他の電線等の管理者の承諾を得た場合は、この限りでない。

## (8) 電気設備の技術基準の解釈(抄)(改正 20210317 保局第1号 令和3年3月31日付け)

【地中電線と他の地中電線等との接近又は交差】(省令第30条)

第125条 低圧地中電線と高圧地中電線とが接近又は交差する場合、又は低圧若しくは高圧の地中電線と特別高圧地中電線とが接近又は交差する場合は、次の各号のいずれかによること。ただし、地中箱内についてはこの限りでない。

- 一 低圧地中電線と高圧地中電線との離隔距離が、0.15m以上であること。
  - 二 低圧又は高圧の地中電線と特別高圧地中電線との離隔距離が、0.3m以上であること。
  - 三 暗きょ内に施設し、地中電線相互の離隔距離が、0.1m以上であること(第120条第3項第二号イに規定する耐燃措置を施した使用電圧が170,000V未満の地中電線の場合に限る。)
  - 四 地中電線相互の間に堅ろうな耐火性の隔壁を設けること。
  - 五 いずれかの地中電線が、次のいずれかに該当するものである場合は、地中電線相互の離隔距離が、0m以上であること。
    - イ 不燃性の被覆を有すること。
    - ロ 堅ろうな不燃性の管に収められていること。
  - 六 それぞれの地中電線が、次のいずれかに該当するものである場合は、地中電線相互の離隔距離が、0m以上であること。
    - イ 自消性のある難燃性の被覆を有すること。
    - ロ 堅ろうな自消性のある難燃性の管に収められていること。
- 2 地中電線が、地中弱電流電線等と接近又は交差して施設される場合は、次の各号のいずれかによること。
- 一 地中電線と地中弱電流電線等との離隔距離が、125-1表に規定する値以上であること。

125-1表

地中電線の使用電圧の区分	離隔距離
低圧又は高圧	0.3m
特別高圧	0.6m

- 二 地中電線と地中弱電流電線等との間に堅ろうな耐火性の隔壁を設けること。
- 三 地中電線を堅ろうな不燃性の管又は自消性のある難燃性の管に収め、当該管が地中弱電流電線等と直接接触しないように施設すること。
- 四 地中弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合は、次のいずれかによること。
  - イ 地中弱電流電線等が、有線電気通信設備令施行規則(昭和46年郵政省令第2号)に適合した難燃性の防護被覆を使用したものである場合は、次のいずれかによること。
    - (イ) 地中電線が地中弱電流電線等と直接接触しないように施設すること。
    - (ロ) 地中電線の電圧が222V(使用電圧が200V)以下である場合は、地中電線と地中弱電流電線等との離隔距離が、0m以上であること。
    - ロ 地中弱電流電線等が、光ファイバケーブルである場合は、地中電線と地中弱電流電線等との離隔距離が、0m以上であること。
  - ハ 地中電線の使用電圧が170,000V未満である場合は、地中電線と地中弱電流電線等との離隔距離

離が、0.1m以上であること。

五 地中弱電流電線等が電力保安通信線である場合は、次のいずれかによること。

イ 地中電線の使用電圧が低圧である場合は、地中電線と電力保安通信線との離隔距離が、0m以上であること。

ロ 地中電線の使用電圧が高圧又は特別高圧である場合は、次のいずれかによること。

(イ) 電力保安通信線が、不燃性の被覆若しくは自消性のある難燃性の被覆を有する光ファイバケーブル、又は不燃性の管若しくは自消性のある難燃性の管に収めた光ファイバケーブルである場合は、地中電線と電力保安通信線との離隔距離が、0m以上であること。

(ロ) 地中電線が電力保安通信線に直接接触しないように施設すること。

(以下略)

## (9) 有線電気通信設備令施行規則(抄)(昭和四十六年総務省令第二号)

### 第十六条(地中電線の設備)

令第十四条の規定により、地中電線を地中強電流電線から同条に規定する距離において設置する場合には、地中電線と地中強電流電線との間に堅ろうかつ耐火性の隔壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、地中強電流電線の設置者の承諾を得たときは、この限りでない。

- 一 難燃性の防護被覆を使用し、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当する場合
- イ 地中強電流電線に接触しないように設置する場合
- ロ 地中強電流電線の電圧が二二二ボルト以下である場合
- 二 導体が光ファイバである場合
- 三 ケーブルを使用し、かつ、地中強電流電線(その電圧が一七〇、〇〇〇ボルト未満のものに限る)との離隔距離が一〇センチメートル以上となるように設置する場合

## 3-2 関連通達・通知・事務連絡

### (1) 「電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について（通達）」（平成7年8月9日、建設省道政発第74号、建設事務次官通達）

「電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について（通達）」

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三九号。以下「法」という。)は平成七年三月二三日に、電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成七年政令第二五六号。以下「令」という。)及び電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則(平成七年建設省令第一七号)は同年六月二日に、それぞれ公布され、いずれも同年六月二日から施行された。

法の施行に当たっては、左記の事項に十分留意して、その運用に遺漏のないようにされたく、命により通達する。

また、貴管下関係機関に対しても、この旨周知徹底方願いする。

#### 記

##### 1 法制定の趣旨

道路上に設置される電線及び電柱については、道路の有効幅員を狭めることとなり、歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保という観点からの問題点等が指摘されてきたが、これに加えて、近年では、国民の環境への意識が急速に高まる中で、電線類の地中化による道路の景観の整備の重要性が認識されてきている。

このため、従来より、関係省庁、地方公共団体、電気事業者、電気通信事業者等の連携の下に電線類の地中化に取り組んできたが、現状は、欧米諸国に比べ大きく立ち後れており、特に地中化の要請が強い都市中心部においてさえ、電線がふくそうし、電柱が林立している状況にある。

また、近年では、本格的な高度情報化社会の実現に向けて、全国的な光ファイバー網の整備が進められるとともに、有線テレビジョン放送(CATV)事業等への新規参入が増加するなど、通信・放送等の事業の用に供する電線の敷設が急速に進展することが予想され、これに対応した収容空間づくりが求められている。

法は、このような状況を踏まえ、道路管理者が電線共同溝整備道路を指定し、当該道路において電線共同溝を建設し、電気事業者、電気通信事業者等に電線共同溝の占用を許可する仕組みを整備し、あわせて、当該道路の地上における電線及び電柱による占用の許可等の制限について定めるとともに、事業完了後に新たに電線を敷設しようとする者が電線共同溝に入溝できる仕組みを整備すること等により、電線類の地中化を一層促進し、道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な道路交通の確保と道路の景観の整備を図ることを目的として制定されたものである。

##### 2 電線共同溝整備道路の指定について

(1) 電線共同溝整備道路の指定については、道路の幅員その他の構造、自動車、歩行者等の交通の状況、沿道における建築物の用途及び形態その他の土地利用の状況、当該道路及びその沿道に関する都市計画等の都市内の位置付け等を勘案して、安全かつ円滑な交通の確保と景観の



整備を図るため、電線を道路の地下に設けられる電線共同溝に収容し、地上に設置された電線及び電柱を撤去するとともに、地上における道路占用の許可等を制限することが特に必要であると認められる道路について、法第三条第二項に規定する者の意見を聴いた上で、適切に行うこと。

(2) 市町村については、地域における総合的な行政主体として、安全かつ円滑な道路交通の確保及び道路の景観の整備という法の目的に大きな関心を持つものであることから、意見聴取とは別に電線共同溝整備道路の指定を要請することができることとしたものであるため、市町村から要請があったときは適切に対応すること。

(3) 電線共同溝整備道路の指定をした場合、道路管理者は電線共同溝を建設することとなるとともに、安全かつ円滑な道路交通の確保及び道路の景観の整備という法の目的を実現するため、当該電線共同溝整備道路の地上における電線及び電柱による占有に関し、法第九条各号に掲げる場合を除き、道路法(昭和二十七年法律第一八〇号)第三十二条第一項又は第三項の規定による許可をし、又は同法第三十五条の規定による協議を成立させてはならないこととなること。

なお、電線共同溝整備道路の指定の時点において道路法の規定による占有の許可等に基づき地上に設置されている電線及び電柱については、法による占有の許可等の制限の対象外とされているため、電線共同溝整備道路の指定に際して当該電線及び電柱の管理者とあらかじめ十分な調整を行うこと等により、法の目的の実現に努めること。

### 3 電線共同溝の建設について

(1) 電線共同溝整備道路の指定をした場合には、当該道路の地上において電線及び電柱の設置及び管理を行っている者を始め、電線共同溝の占有を希望する者を幅広く募り、電線共同溝の建設完了後の占有の許可の申請を受け付けること。

(2) 電線共同溝の建設完了後の占有の許可の申請を受理した場合には、当該申請が建設を予定する電線共同溝の規模及び構造上相当でないと認められる場合又は電線共同溝の建設及び管理に支障を及ぼすおそれがある場合には、すみやかに当該申請を却下するとともに、それ以外の申請者を占有予定者とした上で、占有予定者の申請内容に基づき、その意見を聴いて電線共同溝整備計画を定めること。

(3) 電線共同溝整備計画には、次に掲げる事項を定めること。

- 1) 位置及び名称
- 2) 構造及び耐用年数
- 3) 電線共同溝の占有予定者
- 4) 各占有予定者が占有することができる電線共同溝の部分
- 5) 各占有予定者の電線の敷設計画の概要
- 6) 電線共同溝の建設に要する費用及び各占有予定者の建設負担金に関する事項
- 7) 工事着手予定時期及び工事完了予定時期
- 8) その他必要な事項

なお、沿道における情報化の進展状況等を勘案して、将来、電線による道路の占有について新たな需要が生じることが見込まれる場合には、占有予定者以外の者の占有のための電線共同

溝の部分であらかじめ電線共同溝整備計画に定めることができること。

- (4) 電線共同溝整備計画を定めた場合には、これに基づき、令第二条の規定により算出した額の建設負担金を徴収するとともに、電線共同溝の建設により影響を受ける既設の占用物件の管理者等と調整の上、電線共同溝を建設すること。また、電線共同溝の建設中に電線共同溝整備計画を変更する必要がある場合には、占用予定者の意見を聴いてこれを変更することができること。
- (5) そのすべての部分について占用の許可がされている電線共同溝に関して、更に占用の申出があった場合その他電線共同溝の収容能力に不足を生じたと認められた場合には、電線共同溝を増設することができること。なお、この場合には、電線共同溝の建設に関する規定が準用されるものであること。

#### 4 電線共同溝の管理について

- (1) 電線共同溝の建設又は増設を完了したときは、当該電線共同溝の占用予定者に対して直ちに占用の許可をすること。
- (2) 電線共同溝の建設完了後、沿道における情報化の進展等により、電線による道路の占用について新たな需要が生じた場合、占用予定者以外の者の占用のための電線共同溝の部分の確保等により電線共同溝の収容能力に余裕があるときは、占用予定者であった者以外の者で電線共同溝に入溝しようとする者に対しても占用の許可をすることができること。

なお、この場合には、当該許可を受けた者から令第五条の規定により算出した額の占用負担金を徴収すること。

また、占用予定者であった者以外の者で電線共同溝に入溝しようとする者は、電線共同溝を占有している者から法第一五条の規定により占用の許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡を受けることによって電線共同溝を占有することも可能であり、この場合には、占用負担金は徴収しないものであること。

- (3) 電線共同溝の管理については、電線共同溝を占有する者の意見を聴いて電線共同溝管理規程を定めた上で、これに基づき、電線共同溝の構造並びに当該電線共同溝に敷設される電線の構造及び管理に支障が生じることのないよう適切かつ円滑に行うこと。

#### 5 その他

- (1) 電線共同溝の占用に関しては、道路法第三章第三節の道路の占用に関する規定は適用されないこととされているが、同法第三九条の規定は電線共同溝の占用に関しても適用されるため、占用料については、同条及び同条に基づく条例(指定区間内の一般国道に附属する電線共同溝にあつては、同条及び道路法施行令(昭和二七年政令第四七九号)第一九条から第一九条の四までの規定)により徴収することができること。
- (2) 法の積極的かつ円滑な運用のため、その執行体制の整備について十分配慮するとともに、関係する道路管理者、地方公共団体、都道府県公安委員会、電気事業者、電気通信事業者等と緊密な連絡調整を行うよう努めること。

**(2)「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」(平成 22 年 2 月 22 日付け国道  
路利発第 27 号、国道地環発第 29 号、地方道・環境課長通知)**

無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について

無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について別添のとおり通知する。

## 無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について

## 1 電線共同溝

- (1) 電線共同溝とは、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、電線の設置及び管理を行う 2 以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいい、電線を収容するための管路、特殊部（電線の分岐部分を収容するための施設をいい、分岐枠及び簡易トラフを含む。以下同じ。）、連系管路（電線共同溝に収容された電線と周辺の架空線等の電線を結ぶために必要な管路のうち、当該電線共同溝に係る電線共同溝整備道路内に設けるものをいう。以下同じ。）及び引込管（民地への電線の引込みのための管路のうち電線共同溝整備道路内に設けるものをいう。以下同じ。）を含むものとする。
- (2) 連系設備とは、電線共同溝に収容された電線と周辺の架空線等の電線を結ぶために必要な管路のうち、当該電線共同溝に係る電線共同溝整備道路外に設けるものをいい、引込設備とは、民地への電線の引込みのための管路のうち道路外に設けるものをいう。

## 2 連系設備

- (1) 電線共同溝の建設に関する工事により必要を生じた連系設備の建設に関する工事については、当該電線共同溝の建設に関する工事と併せて行うことが道路管理上妥当と判断される場合には、道路法第 23 条第 1 項の附帯工事として、当該電線共同溝を建設する道路管理者が当該連系設備を建設すること。
- (2) 連系設備の建設に係る工事の完了後、道路管理者は、当該連系設備を電線管理者（電線の設置及び管理を行なう者をいう。以下同じ。）に引き渡し、電線管理者は、道路法第 32 条第 1 項に規定する道路の占用の許可を受け、管理すること。
- (3) 道路管理者は、連系設備について建設費用の観点から十分考慮し、合理的な配置を行うこと。
- (4) 連系設備の建設に係る工事を附帯工事として行う場合、これに要する費用は、道路法第 59 条第 1 項に基づき、原則として当該電線共同溝を建設する道路管理者が負担すること。

## 3 事前支障移設

事前支障移設とは、電線共同溝の建設に関する工事により必要を生じた既設の電柱、電線等の移設及び撤去をいい、事前支障移設に要する費用については、道路管理者が補償できるものとする。

## 4 建設負担金

- (1) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 7 条第 1 項の建設負担金の額((2) に係るものを除く。)については、事務手続の簡素化の観点から平成 16 年 4 月に建設負担金の標準単価を通知したところであるが、引き続き当該通知に従って取り扱うこと。ただし、特段の事情等

によりこれにより難い場合には、別途算出することも可能とする。

- (2) 道路の新設又は拡幅（土地区画整理事業等による場合を含む。）と一体的に行う電線共同溝の建設（以下「同時整備」という。）に係る建設負担金の額については、別途通知する標準単価により算出すること。ただし、特段の事情等によりこれにより難い場合には、別途算出することも可能とする。
- (3) 難視聴の解消を目的とするケーブルに係る建設負担金については、その設置の経緯等を踏まえ、道路管理者がその相当額を負担できるものとする。

## 5 柱状型機器

### 5-1 定義及び基本的考え方

- (1) 柱状型機器とは、通常の上空に設置する機器（変圧器、電源供給器、幹線増幅器等をいう。以下同じ。）に比べ、小型等で景観に配慮した形状の機器をいう。
- (2) 柱状型機器の支持柱の形状及び配置については、景観に配慮すること。
- (3) 路上に機器を設置すると安全かつ円滑な交通の確保が困難である場合等には、道路管理者と電線管理者が協議の上、柱状型機器を設置するなどの適切な手法を用いて、安全かつ円滑な交通の確保を図ること。

### 5-2 民地への引込み

- (1) 柱状型機器を設置する場合の民地への引込みについては、地下引込みを原則とする。
- (2) 無電柱化を進める上で公益上やむを得ない事情があり、かつ、電線共同溝整備道路について安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図る上で支障が生じるおそれが少ないと認められる場合には、道路管理者は、民地への架空引込み部分の電線の地上における占用について電線管理者に許可できるものとする。
- (3) 前項において、公益上やむを得ない事情とは、既設構造物等により地下での施工が困難である場合等のことをいい、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図る上で支障が生じるおそれが少ないと認められる場合とは、柱状型機器の支持柱が道路の民地側に設置されている場合等をいう。

### 5-3 費用負担

- (1) 柱状型機器の支持柱の設置に係る費用については、道路管理者が負担できるものとする。
- (2) 前項に関わらず、架空引込みの場合には、柱状型機器の支持柱の設置に係る費用については、電線管理者が負担するものとする。ただし、道路管理者は、柱状型機器の支持柱の設置場所に道路附属物として街灯等を設置する場合には、当該街灯等の支柱を電線管理者が柱状型機器の支持柱として利用することに協力するなどの配慮を行うこととし、この場合電線管理者は、少なくとも単独で支持柱を設置するのに要する費用を負担するものとする。

## 6 その他

### 6-1 新規需要等への対応

- (1) 電線共同溝の建設が完了した後において新たに必要となる道路内の特殊部、引込管及び連系管路（以下「特殊部等」という。）の増設又は位置の変更に関する工事については、道路法第 24 条に基づき、電線管理者が道路管理者の承認を受けてこれを行うものとする。この場合、道路管理者は、特殊部等の増設又は位置の変更に係る工事が完了した後、当該特殊部等について引渡しを受け、電線共同溝として管理すること。
- (2) (1)にかかわらず、同時整備による電線共同溝の建設が完了した後において新たに必要となる工事のうち、次に掲げるものについては、当該同時整備と一体的に新設又は拡幅した道路の供用が開始された日から起算して 10 年が経過する日までの期間は、道路管理者が行うこと。ただし、沿道の住宅等の建設状況を勘案して必要があると認める場合には、5 年に限りその期間を延長することができる。

ア 引込管の増設に関する工事（当該同時整備に係る沿道の区画ごとに、それぞれ最初に設ける場合に限る。）

イ アに伴い必要となる特殊部の増設に関する工事

- (3) 電線共同溝の建設時においては、道路管理者は、電線共同溝の建設完了後の特殊部等の増設が少なくなるよう、電線管理者と協議調整を行った上で、将来予想される需要を考慮して合理的な設計に努めること。
- (4) (1)の特殊部等の増設又は位置の変更に係る費用については、当該特殊部等の増設又は位置の変更に関する工事を行う電線管理者が負担するものとする。

### 6-2 引込設備、機器及びケーブル

引込設備の費用負担については、具体的な地中化の実施箇所における連絡会議等において協議の上、需要家、地元電線管理者又は地方公共団体等が単独又は共同で負担するものとする。

なお、地方公共団体が、引込設備、機器及びケーブルの設置に要する費用の全部又は一部を負担する場合には、その費用に地域活力基盤創造交付金を充てることができる。

## 7 適用等

- (1) 「無電柱化推進計画における電線共同溝に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」（平成 16 年 4 月 14 日付け国道地環第 5 号、国道利第 14 号）は廃止する。
- (2) 「無電柱化推進計画」（平成 16 年 4 月）の継続箇所等は、費用負担の方法の一貫性の観点から原則として従前の費用負担の方法によるが、道路管理者と電線管理者が協議の上、本取扱いを適用することが妥当と判断される場合には、本取扱いによることも可能とする。

**(3)「電線共同溝整備に係る建設負担金の標準単価について」(平成29年7月20日付け国土交通省道路局事務連絡)**

電線共同溝整備に係る建設負担金の標準単価について

電線共同溝整備に係る建設負担金の標準単価については、「電線共同溝整備に係る建設負担金について」(平成16年4月14日付け事務連絡)及び「軒下・裏配線方式及び同時整備について」(平成22年2月24日付け事務連絡)にて、通常整備及び同時整備の場合における標準単価を通知したところであるが、年利率の変更(国土交通省告示第703号平成29年7月20日)に伴い、標準単価を下記のとおり定めたので通知する。

記

標準単価は、通常整備：686千円/条・km

同時整備：143千円/条・km

とする。(別紙参照)

なお、上記標準単価は、平成29年8月1日以降に電線共同溝整備計画を策定するものから適用するものとする。

## 建設負担金の標準単価算定の考え方

## 1. 標準断面の設定

調査の結果得られた事業者毎の平均的な条数に基づき、標準断面を設定したうえで、その断面に基づき工事費を積算

## 2. 標準単価の算定

## 1) 初年度埋設工事費

事業者毎に積算した工事費を平均し、標準的な初年度埋設工事費を算出。(引込管、連系管路を含む)

(1) 標準整備	631	(千円/条・km) . . . . . (a)
(2) 同時整備	88	(千円/条・km) . . . . . (a)

※同時整備における低減理由

舗装取り壊し、舗装材処分や舗装復旧等が不要

## 2) 再掘削工事費

初年度埋設工事費を用いて、25年後の再掘削工事費を算出

(年利率4%)

$$631 / (1 + 0.04)^{25} = 237$$

$$\underline{237 \text{ (千円/条・km) . . . . . (b)}}$$

## 3) 追加的設備に要する費用

$$\underline{182 \text{ (千円/条・km) . . . . . (c)}}$$

## 4) 標準単価

初年度埋設工事費と再掘削工事費の和から追加的設備に要する費用を減ずることにより建設負担金の標準単価を算定

## (1) 標準整備

$$\underline{(a) + (b) - (c) = 686 \text{ (千円/条・km)}}$$

## (2) 同時整備

$$\underline{(a) + (b) - (c) = 143 \text{ (千円/条・km)}}$$



#### (4)「電線共同溝の整備の適切な実施について」(平成 29 年 7 月 31 日付け国道利第 8 号、国道保第 4 号、国道環安第 40 号)

##### 電線共同溝の整備の適切な実施について

無電柱化については、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保及び良好な景観の形成・観光振興を目的として、道路管理者、電線管理者及び地元関係者（地方公共団体、地域住民等）が協力して実施しているところである。

さて、過年度、会計検査院の实地検査において、電線共同溝が建設され電線共同溝整備道路上の電柱及び電線が全て撤去されているにもかかわらず、電線が敷設されていない管路が多数見られたことから、将来の需要に見合った管路を整備するための方策を検討するよう求められたところである。

このため、今後、電線共同溝を整備するに当たっては、下記の事項に十分留意するとともに、本通達の内容を電線管理者に周知されたい。

##### 記

#### 1 電線ごとの敷設予定期間の把握について

##### (1) 敷設計画書の記載

電線共同溝の占用を希望する者は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき占用許可を申請するに当たっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則（平成 7 年建設省令第 17 号。以下「規則」という。）第 1 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、道路管理者に対して「電線共同溝に電線を敷設する予定期間」を記載した申請書を提出することとされており、これを受けて、「電線共同溝整備道路の指定、電線共同溝の占用の許可等の事務手続について」（平成 8 年 2 月 20 日付け建設省道政発第 28 号建設省道路局路政課長通達。以下「平成 8 年路政課長通達」という。）において、「電線共同溝に電線を敷設する予定期間」欄が設けられた敷設計画書を提出させることとしている。

これに関し、電線を敷設する予定期間の記載方法が明らかになっていなかったことから、今後は、道路管理者が電線の敷設状況を的確に把握するため、複数条の電線の敷設が予定される場合についても、当該欄に電線ごとの敷設予定期間を明記させること。

##### (2) 電線共同溝整備計画の記載

道路管理者は、法第 5 条第 2 項に基づき、電線共同溝整備計画を定めることができることとされている。これに関し、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について」（平成 7 年 8 月 9 日付け建設省道政発第 75 号建設省道路局長通達）において、電線共同溝整備計画には「各占用予定者の電線の敷設計画の概要」を記載することとされているが、これについても(1)と同様、道路管理者が電線の敷設状況を的確に把握するため、複数条の電線の敷設が予定される場合についても、電線共同溝整備計画に電線ごとの敷設予定期間を明記すること。

#### 2 将来需要に見合った管路の整備について

### (1) 現況需要対応に必要な電線及び追加電線の把握並びに管路の整備

電線共同溝の占用を希望する者は、法第4条第1項の規定に基づき占用許可を申請するに当たっては、規則第1条第1項第2号の規定に基づき、道路管理者に対して「電線の数量」を記載した申請書を提出することとされており、これを受けて、平成8年路政課長通達において、「電線の数量（延長、亘長及び条数）」欄が設けられた敷設計画書を提出させることとしている。

これに関し、今後は、将来の需要に見合った管路を整備するため、当該欄には、電線共同溝の建設後直ちに敷設されることが想定される現況需要対応に必要な電線の条数に加え、敷設予定時期が明らかな追加電線の条数のみを記載させることとし、これにより把握した電線条数に限り管路を整備すること。

なお、追加電線については、敷設予定時期が確認できる書類を提出させるなどにより、電線ごとの敷設予定時期を適切に把握すること。

### (2) メンテナンス等の対応のための管路の整備

電線共同溝の占用を希望する者が、現況需要対応に必要な電線及び追加電線を敷設する管路とは別に、メンテナンス等の対応のための管路の整備を希望する場合は、敷設計画書の「電線の数量（延長、亘長及び条数）」欄にメンテナンス等の対応のため必要となるものであることを明記した上で、別途電線の条数を記載させること。ただし、メンテナンス等の対応のため必要となる電線の条数は、電線共同溝の占用を希望する者ごとに最大1条までとすること。また、道路管理者が敷設計画書の内容に基づきメンテナンス等の対応のための管路を整備するに当たっては、複数の電力事業者又は通信事業者がメンテナンス等の対応のための管路の整備を希望する場合であっても、整備する管路は電力系又は通信系のそれぞれについて1管までとすること。

なお、道路管理者がメンテナンス等の対応のための管路を整備した場合は、占用予定者から建設負担金を徴収すること。また、道路管理者が法第5条第3項に基づき占用予定者以外の者の占用のための管路を整備する場合は、地域の実情を踏まえた将来需要を厳格に判断すること。

## 3 電線の敷設状況の継続的な把握について

道路管理者は、電線の敷設状況を継続的に把握するため、占有者である電線管理者と連携し、「残置電柱等の撤去促進会議（仮称）」を開催して、電線の敷設状況を少なくとも年に一度確認すること。また、1で把握した電線ごとの敷設予定どおりに敷設されていない場合は、占有者である電線管理者に敷設していない理由を聴取すること。

## 4 その他

本通達は、平成29年8月1日から施行する。

**(5)「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」(平成 31 年 4 月 1 日付け国道利第 43 号、国道メ企第 33 号、国道環第 122 号)**

道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて

道路法施行規則の一部を改正する省令(平成 31 年国土交通省令第 32 号。以下「改正省令」という。)が平成 31 年 4 月 1 日に公布・施行されることとなった。

本改正により、道路法施行規則(昭和 27 年建設省令第 25 号。以下「規則」という。)第 4 条の 4 の 2 に電線の占用の場所に関する技術的細目が追加され、道路占用許可制度の枠内において、無電柱化の推進に関する法律(平成 28 年法律第 112 号。以下「無電柱化法」という。)第 12 条前段の実効性が担保されることとなったが、改正省令による改正後の道路法施行規則(以下「改正規則」という。)第 4 条の 4 の 2 第 1 項の規定に基づく電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについては、以下のとおりとするので、その対応に遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の内容については、関係省庁及び関係事業者と調整済みであることを申し添える。

記

1 改正の概要

(1) 改正の趣旨

無電柱化法第 12 条前段において、道路上の電柱(鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。)又は電線(電柱によって支持されるものに限る。以下同じ。)の設置及び管理を行う事業者(以下「関係事業者」という。)は、社会資本整備重点計画法(平成 15 年法律第 20 号)第 2 条第 2 項 1 号に掲げる事業(道路の維持に関するものを除く。)、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにすることとされている。

この趣旨は、無電柱化法第 12 条に規定する事業が実施される場合に併せて電線を地中化することにより、掘削工事に要する費用を削減しつつ効率的に無電柱化(電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における新たな設置を抑制することをいう。)を実現しようとするところにある。

道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)第 36 条において、道路管理者は、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 17 号に規定する電気事業者(同項第 3 号に規定する小売電気事業者を除く。)がその事業の用に供する電線又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する電線について、道路の占用の許可の申請があった場合において、法第 33 条第 1 項の規定に基づく道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。)で定める基準に適合するときは、道路の占用の許可を与えなければならないこととされている。

令で定める基準のうち電線の占用の場所に関する基準に係る令第 11 条の 2 第 2 項において準

用する令第 11 条第 1 項第 1 号においては、「道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。」と規定されている。

無電柱化法の施行以降も、現行の占用許可基準では、どのような場合に電線を地上に設けてはならないのか、必ずしも明確ではなかった。そのため、規則第 4 条の 4 の 2 を改正して電線の占用の場所に関する技術的細目を新設することで、関係事業者が無電柱化法第 12 条前段に基づき電線を新たに設けないようにすることが適切な場合においては、令第 11 条第 1 項第 1 号の規定中「公益上やむを得ないと認められる場所」には該当しないとの解釈を明確化し、道路法令における無電柱化法第 12 条前段の実効性を担保することとした。

## (2) 改正の内容

改正規則第 4 条の 4 の 2 第 1 項に電線の占用の場所に関する技術的細目を新設し、「道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設ける場合における令第 11 条の 2 第 2 項において準用する令第 11 条第 1 項第 1 号に規定する公益上やむを得ないと認められる場所は、当該事業の実施と併せて当該電線を道路の地下に埋設することが当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所に限るものとする。」を追加した。

したがって、引き続き、電柱に架設される電線を地上に設けようとする道路の占用の許可の申請があった場合において、改正規則第 4 条の 4 の 2 第 1 項に規定する事業（以下「対象事業」という。）が実施されていないときは、引き続き、従前の基準に従って審査し、これを充足する場合は道路の占用の許可を与えなければならない。また、対象事業が実施されている場合であっても、同項に規定する「地下に埋設することが当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」への該当性を審査した上で、これが肯定される場合であって、従前の基準を充足するときは、道路の占用の許可を与えなければならない。

なお、改正規則第 4 条の 4 の 2 第 1 項の文末は「～限るものとする。」となっており、「公益上やむを得ないと認められる場所」への該当については、「技術上困難であると認められる場所」への該当の有無のみをもって判断されるものではなく、他の要件によっても「公益上やむを得ないと認められる場所」への該当が判断されるものであることについて留意する必要がある。

## 2 対象事業

### (1) 改正規則第 4 条の 4 の 2 第 1 項に明記されている事業

改正規則第 4 条の 4 の 2 第 1 項の「道路の新設、改築又は修繕に関する事業」とは、法第 2 条第 1 項に規定する道路の新設、改築及び修繕に関する事業をいう。

また、「都市計画法第四条七項に規定する市街地開発事業」とは、次のアからキまでに掲げる事業をいう。

ア 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理事業

イ 新住宅市街地開発法（昭和 38 年法律第 134 号）による新住宅市街地開発事業

ウ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和 33 年法律第 98 号）による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和 39 年法律第 145 号）による工業団地造成事業

- エ 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）による市街地再開発事業
- オ 新都市基盤整備法（昭和 47 年法律第 86 号）による新都市基盤整備事業
- カ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）による住宅街区整備事業
- キ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）による防災街区整備事業

## (2) に類する事業

改正規則第 4 条の 4 の 2 第 1 項の「その他これらに類する事業」とは、無電柱化法第 12 条前段の趣旨を踏まえ、次のアからウまでに掲げる事業とする。

- ア 公共事業開発費により道路の工事を行う事業（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 46 条第 1 項に規定する都市再生整備計画に基づく道路の整備に関する事業、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け国住市第 350 号）第二の一に規定する住宅市街地総合整備事業における道路の整備に関する事業等）
- イ 都市計画法第 29 条に規定する許可を受けて行う同法第 4 条第 12 項に規定する開発行為等により道路を整備する事業
- ウ 道路管理者以外の者が法第 24 条に基づく道路管理者の承認を受けて行う道路に関する工事を伴う事業

## 3 地下埋設の困難性への該当性

改正規則第 4 条の 4 の 2 第 1 項の「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」は、無電柱化法第 12 条前段の趣旨が電線地中化に伴う掘削工事に要する費用を削減しつつ効率的に無電柱化を実現することであることを踏まえ、具体的には、次の (1) から (4) までに掲げる場所とする。

- (1) 道路を掘削する工事を行う場合であっても、掘削の深さが電線を地下に埋設する場合の深さの基準に照らして十分でない場所
- (2) 道路を掘削する工事の施工区間延長が、各地上機器の供給区間延長と整合しない場所
- (3) 関係事業者の予算の確保、設計等の準備に要する最低限必要な期間として、道路を掘削する工事着手の 2 年前までに道路を掘削する工事が実施される旨の通知がなされていない場所
- (4) (1) から (3) までに掲げる場所以外で、改正規則第 4 条の 4 の 2 第 1 項の「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」に該当すると認められる場所については別途通知する。

## 4 その他

### (1) 道路区域の決定と権原の取得

道路占用許可制度は、法第 91 条第 2 項の規定により、道路の区域が決定された後、道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後において準用されるものである。このため、2 に掲げる対象事業が実施されている間、これらの事業と併せて電線の地中化が的確に図られるよう、適切な時期に道路の区域を決定し、上

記権原を取得すること。

(2) 施行者等との事前協議

ア 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業並びに2(2)ア及びイに掲げる事業について、当該事業に係る工事の実施前の事前協議の段階から、施工者、開発事業者、関係事業者等に無電柱化の実施を求めること。

イ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業について、改正規則の施行日以前に当該事業に対する公共施設管理者の同意又は事業の認可がされた場合であつて、事業計画の内容、事業の進捗等を考慮し、事業計画の変更が困難であると認められるときは、改正規則第4条の4の2第1項の「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」に該当するものとして取り扱うものとする。

(3) 2年前までに3(3)に定める通知がなされていない場所への対応

ア 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業並びに2(2)ア及びイで掲げる事業について、施行者等から2年前までに3(3)に定める通知が可能であつたにもかかわらず、これがなされなかった場合には、道路管理者は、当該事業による道路の管理を引き継ぐべきではない。

イ 3(3)により、2年前までに道路を掘削する工事が実施される旨の通知がなされていない場所については、アに掲げる場合を除き地下埋設の困難性が認められることとなるが、こうした場所についても、道路管理者は、可能な限り無電柱化の実施がなされるよう施行者、開発事業者、関係事業者等との調整に努めること。

(4) 関係事業者の事情の考慮

改正規則第4条の4の2第1項の規定に基づき道路の占用の許可を審査するに当たっては、関係事業者の事情も考慮しつつ個別具体の状況を踏まえ、判断すること。

(5) 既設電線の取扱い

改正規則附則第2項において、「この省令の施行の際現に存する電線（工事中のものを含む。）に係る道路の占用の場所については、この省令による改正後の道路法施行規則第4条の4の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。」とされており、改正規則第4条の4の2第1項は、既設電線（改正規則が施行される平成31年4月1日より前になされた、法第32条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可又は法第35条の規定に基づく協議による同意がなされた電線をいう。以下同じ。）については適用されず、既設電線の更新についても適用されるものではないことに留意すること。

(6) 電線の地下埋設が可能な場所における工事期間中の例外

道路事業等による工事が行われている期間のうち、電線の地下埋設工事が完了するまでに沿道施設等への電力・通信サービスが必要と認められる場合は、地下埋設工事が完了するまでの間は、当該サービスに必要な仮設の電柱に電線を設置することを認めるものとする。

(7) 施行期日

この通達は、平成31年4月1日から施行する。

**(6) 「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」の運用上の留意事項について(平成31年4月1日付け国土交通省道路局事務連絡)**

「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」の運用上の留意事項について

道路法施行規則の一部を改正する省令(平成31年国土交通省令第32号)による改正後の道路法施行規則(以下「改正規則」という。)第4条の4の2に基づく電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについては、「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」(平成31年4月1日付け国道利第43号、国道メ企第33号、国道環第122号。以下「通達」という。)により定められたとおりであるが、その運用上の留意事項を下記のとおり定めたので、事務処理に当たって参考とされたい。

なお、本事務連絡の内容については、関係省庁及び関係事業者と調整済みであることを申し添える。

記

1 地下埋設の困難性への該当性(通達3関係)

(1) 通達3(1)の「掘削の深さが電線を地下に埋設する場合の深さの基準に照らして十分でない場所」とは、切削工等で掘削の深さが電線を地下に埋設する場合の深さに比べて極めて小さいと認められる場所とする。

(2) 通達3(2)の「各地上機器の供給区間延長と整合しない場所」とは、概ね1器の地上機器の供給区間延長を超えない施工区間延長の工事と認められる場所であり、当該供給区間延長は、地上機器の容量や沿道の電力需要等により異なることから、関係事業者と適切に調整すること。

(3) 通達3(3)の「工事着手」の基準日は、当該事業区間において、初めて工事費を投入する年度の4月1日とし、道路を掘削する工事着手の基準日の2年前までの通知を行うに当たっては、地方ブロック無電柱化協議会等の場を活用して通知を行うほか、文書により通知すること。

また、道路を掘削する工事着手の2年前までに道路を掘削する工事を実施する旨の通知がなされた以降に用地取得や事業進捗等の遅れにより計画に変更が生じ、関係事業者の予定に影響が生じることが確実となる場合、関係事業者に対して、改めて通知を行うこと。

なお、通達2(1)の「都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業」及び2(2)イの「都市計画法第29条に規定する許可を受けて行う同法第4条第12項に規定する開発行為等により道路を整備する事業」については、事業実施者が、将来道路管理者と異なるため、事業実施者と関係事業者の事前協議の場等を活用して道路を掘削する工事を実施する旨の通知をすること。

(4) 通達3(4)の「改正規則第4条の4の2第1項の「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」に該当すると認められる場所」とは、次のアからウまでに掲げる場所とする。

- ア 道路の幅員が著しく狭く、電線を地下に埋設する空間が確保できない場所
  - イ 既に地下に埋設されている占用物件等が多数あり、電線を地下に埋設する空間が確保できない場所
  - ウ 災害又は事故が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶え、緊急的に電柱の地上への設置により、当該サービスの供給を確保する必要がある場所
- (5) イに関して、大規模な移設工事を行えば電線を地中化する空間を確保することが可能な場所については、効率的に施工可能とはいえないため、(4)イに揚げる場所に該当するものとする。
- (6) アからウまで及び通達3(1)から(3)までに揚げる場所以外で、改正規則第4条の4の2第1項の「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」に該当すると認められる場所については、個別具体の事例に応じて、本省道路局と相談の上、対応すること。

## 2 施行期日

この通知は、平成31年4月1日より施行する。



**(7) 「無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術」の活用について」(令和5年1月25日付け国土交通省道路局事務連絡)**

「無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術」の活用について

電線共同溝事業における低コスト手法の活用については、令和3年4月15日付事務連絡で、設計段階で低コスト手法の比較検討を徹底することなど低コスト手法の積極的な活用を周知したところである。

今般、「無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術」として公募した技術について、技術比較表がとりまとめられ公表されたことを受け、当該技術比較表も活用し、低コスト手法の積極的な活用を促進するよう改めて通知する。

また、設計段階だけでなく、工事段階においても低コスト手法の積極的な活用を図られたい。  
なお、今般、別添のとおり特記仕様書記載例を作成したので参考にすること。

## 【別添】 特記仕様書記載例

### 【設計業務の記載例】

#### 第〇条 低コスト化のための比較検討

管路部及び特殊部の設計にあたっては、原則として、無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術を用いることとし、「NETISテーマ設定型の比較表：無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術」の中から、現地状況等を踏まえつつ、コストをはじめとした比較検討を行い、採用する技術を決定するものとする。

(参考) NETIS「テーマ設定型の比較表」 (国土交通省)

<https://www.netis.mlit.go.jp/netis/pubtheme/themesettings>

### 【工事の記載例】

※設計段階で本通知対応の比較検討がなされていない場合（発注済み除く）

#### 第〇条 低コスト化のための比較検討

管路部及び特殊部について、当初設計においては従来手法により積算・発注しているが、原則として、無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術を用いることとし、「NETISテーマ設定型の比較表：無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術」も参考に、現地状況等を踏まえつつ比較検討を行い、採用する技術を決定すること。

なお、比較検討の結果、異なる手法が選定された場合は、検討費用も含め設計変更の対象とする。

(参考) NETIS「テーマ設定型の比較表」 (国土交通省)

<https://www.netis.mlit.go.jp/netis/pubtheme/themesettings>

**(8) 「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き Ver.2」について」(令和 5 年 3 月 3 日付け国土交通省道路局事務連絡)**

「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き Ver. 2」について

道路事業に併せた無電柱化を推進するため、「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」(平成 31 年 4 月 1 日付国道利第 43 号、国道メ企第 33 号、国道環第 122 号) 及び「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」の運用上の留意事項について」(平成 31 年 4 月 1 日付環境安全・防災課課長補佐等事務連絡) により通知したところであるが、道路事業及びこれに類する事業に関する具体的な運用に関する参考資料として、「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き」(令和元年 9 月 30 日付環境安全・防災課課長補佐等事務連絡) を定めたところである。

今般、別添のとおり、手引き発出以降の運用状況を踏まえ、占用が想定される関係事業者への通知の方法と時期の明確化、事業進捗に合わせた調整内容の明確化など所要の見直しを反映した「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き Ver. 2」を作成したので、道路事業実施にあたり適切な運用に努められたい。

なお、本手引きの内容については、総務省、経済産業省資源エネルギー庁及び電線管理者と調整済みであること、また、今後の運用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う場合があることを申し添えるとともに、本手引きの制定に伴い、「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き」について」(令和元年 9 月 30 日付事務連絡) は、廃止する。

道路事業に併せた  
無電柱化を推進するための手引き  
Ver. 2

令和5年3月  
道路局 環境安全・防災課

## 1. 手引きの趣旨

### ①手引きの趣旨

無電柱化法第 12 条前段に基づき、道路の新設、改築又は修繕に関する事業が実施される場合は、これらの事業を踏まえつつ、電線を道路上において新たに設置しないようにすることとされており、「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」（平成 31 年 4 月 1 日付け国道利第 43 号、国道メ企第 33 号、国道環第 122 号。以下「通達」という。）及び、「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」の運用上の留意事項について」（平成 31 年 4 月 1 日付け事務連絡。以下「事務連絡」という。）が通知された。

本手引きは、通達及び事務連絡を踏まえ、道路事業及びこれに類する事業（道路管理者以外の者が道路法第 24 条に基づく道路管理者の承認を受けて行う道路に関する工事を伴う事業）に併せた無電柱化を推進するための具体的な運用に関する参考資料である。なお、「4. 施工者等との事前協議について」は、市街地開発事業等についての記述である。

### ②改訂の趣旨

令和元年 9 月に手引きを発出したところであるが、令和 4 年 4 月 20 日に発表した「電柱の増加要因を踏まえた新設電柱の抑制に向けた対応方策について」に記載の通り、供用後 1 年以内に道路に電柱が新設された事例があった。そこで、課題把握のため、全国自治体にアンケート調査を行ったところ、通知を行っていない事例や、手引きにより道路事業の通知を行っているがその後の協議・調整が実施されていない事例が見られた。本改訂では、通知対象となる事業を明確にし、通知時期を可能な限り前倒しすることを明記するとともに、通知後の具体的な調整内容・調整時期を事業フローにより明示した。

## 2. 地下埋設の困難性への該当性について [通達3、事務連絡1 関連]

### ① 道路を掘削する工事における掘削等の深さについて

[通達3 (1)、事務連絡1 (1) 関連]

#### 通達

- (1) 道路を掘削する工事を行う場合であっても、掘削の深さが電線を地下に埋設する場合の深さの基準に照らして十分でない場所

#### 事務連絡

- (1) 通達3(1)の「掘削の深さが電線を地下に埋設する場合の深さの基準に照らして十分でない場所」とは、切削工等で掘削の深さが電線を地下に埋設する場合の深さに比べて極めて小さいと認められる場所とする。

- ・「切削工等で掘削の深さが電線を地下に埋設する場合の深さに比べ極めて小さいと認められる場所」とは、例えば切削オーバーレイを行う場合のように、掘削の深さが管路の敷設される層の天端よりも浅い場所である (図-1 参照)。
- ・また、盛土工事を行う場所については、一般的に管路を敷設することは可能であり、技術上困難な場合には該当しない (図-2 参照)。

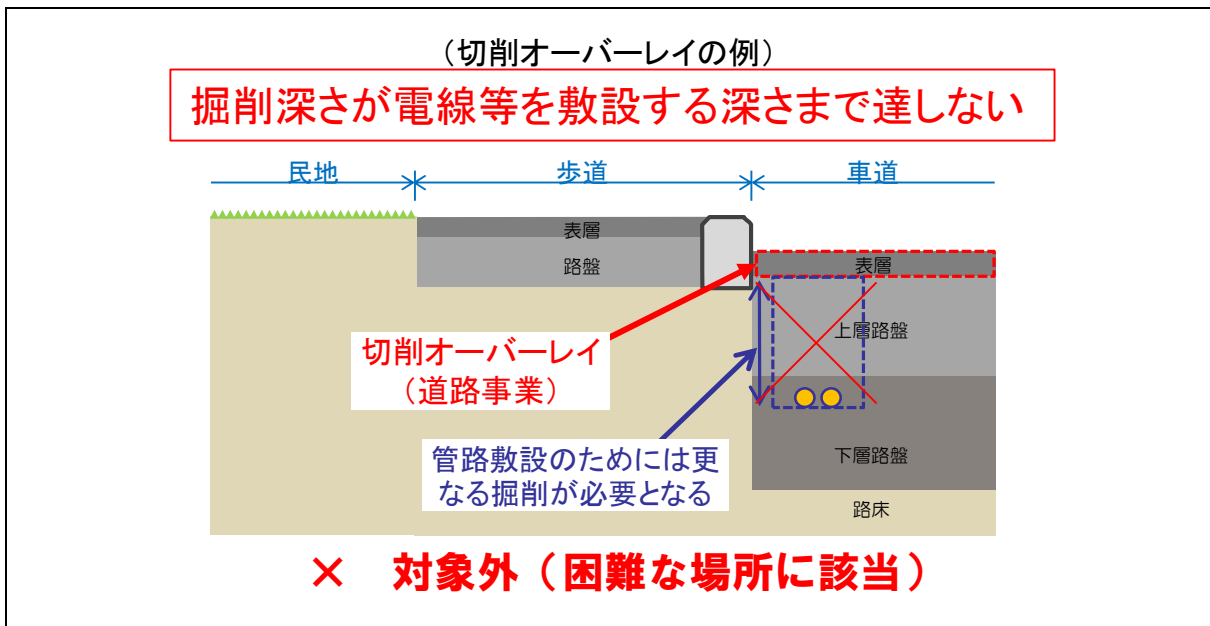


図-1 掘削の深さが電線を埋設する深さに比べ極めて小さいと認められる場所の例

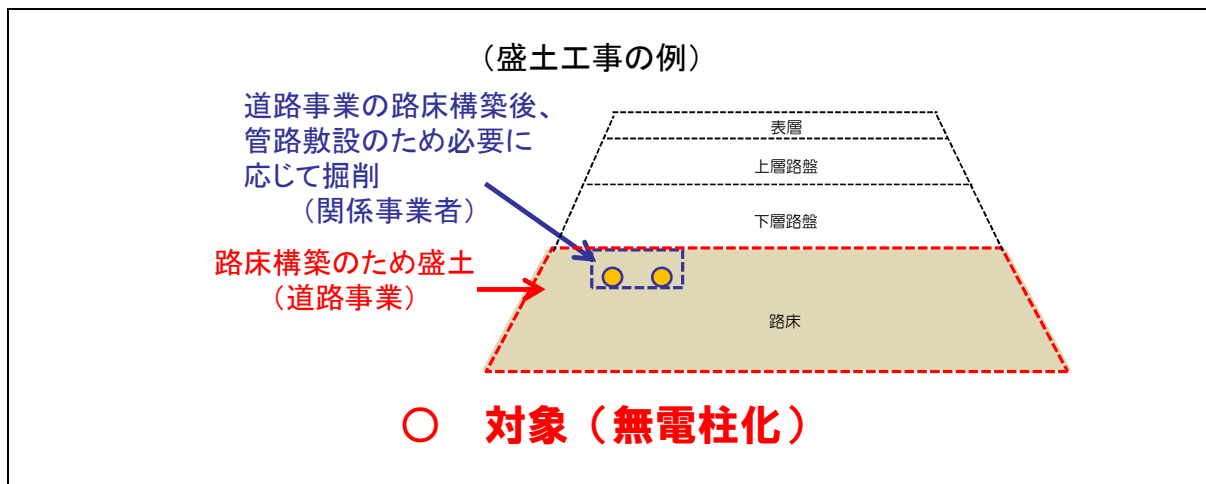


図-2 盛土工事の例

②施工区間延長の考え方について [通達3(2)、事務連絡1(2) 関連]

通達

(2) 道路を掘削する工事の施工区間延長が、各地上機器の供給区間延長と整合しない場所

事務連絡

(2) 通達3(2)の「各地上機器の供給区間延長と整合しない場所」とは、概ね1器の地上機器の供給区間延長を超えない施工区間延長の工事と認められる場所であり、当該供給区間延長は、地上機器の容量や沿道の電力需要等により異なることから、関係事業者と適切に調整すること。

※関係事業者：道路上の電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。）の設置及び管理を行う事業者（以下同じ。）

・道路を掘削する工事の施工区間については、該当する道路事業の中で、連続的に掘削する区間を一つの施工区間単位として判断する（図-3 参照）。

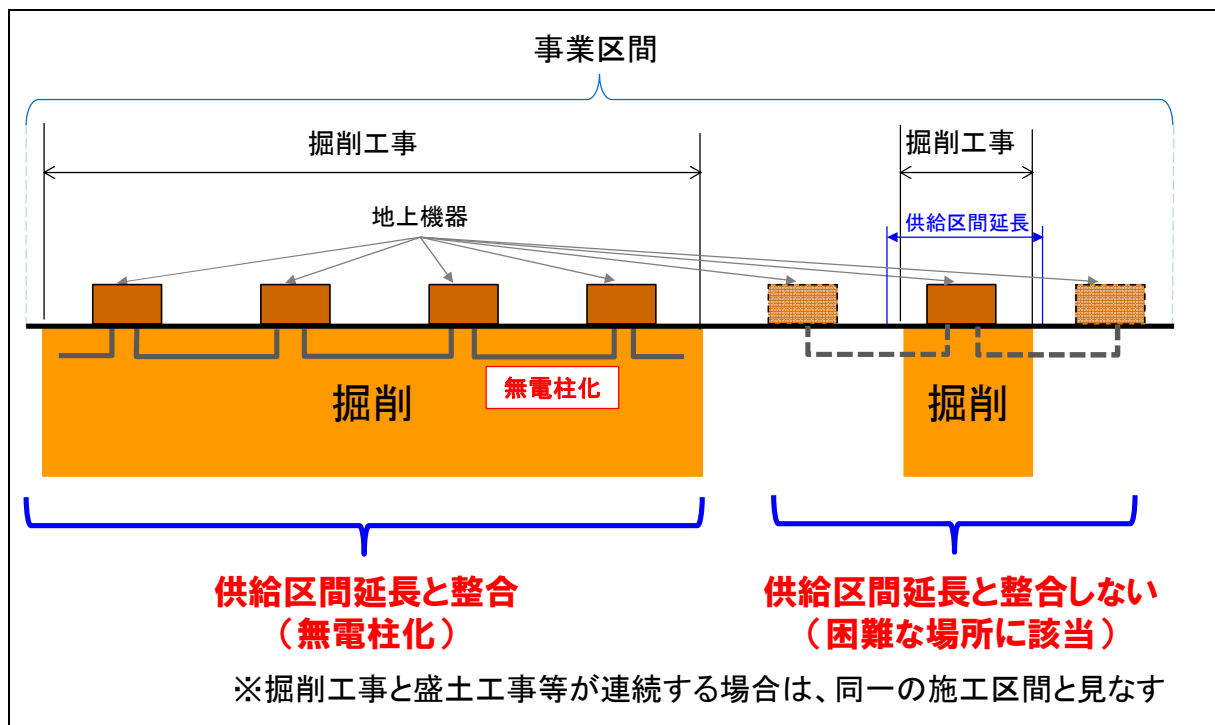


図-3 施工区間の考え方

- ・なお、通信系の特殊部についても、設置が困難となる最小の設置間隔を超えない施工区間延長の工事と認められる場合は技術上困難であると考えられ、その設置間隔は、現地の状況により異なることから、関係事業者と適切に調整すること。
- ・また、関係事業者が道路事業に併せて施工区間外を地中化することにより地上機器の供給区間長と整合を図り、無電柱化できる可能性もある（図-4 参照）。



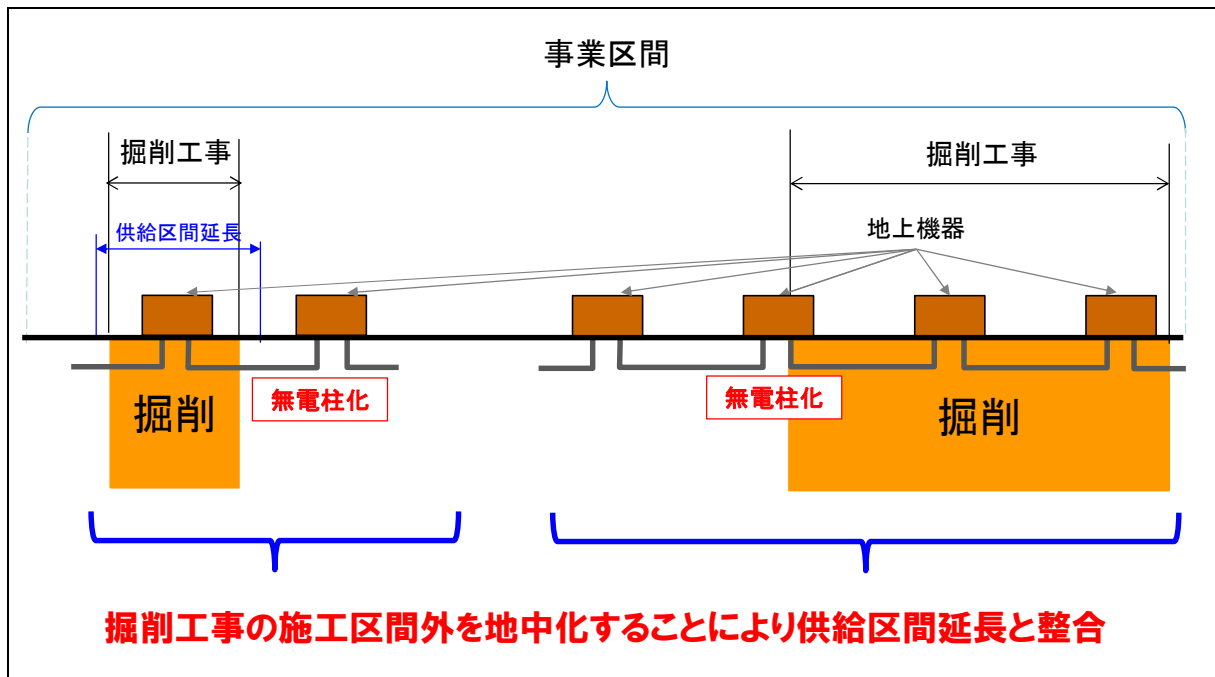


図-4 施工区間外の追加による無電柱化

### ③ 占用が想定される関係事業者への通知について

[通達 3 (3)、事務連絡 1 (3) 関連]

#### 通達

- (3) 関係事業者の予算の確保、設計等の準備に要する最低限必要な期間として、道路を掘削する工事着手の2年前までに道路を掘削する工事が実施される旨の通知がなされていない場所

#### 事務連絡

- (3) 通達 3 (3) の「工事着手」の基準日は、当該事業区間において、初めて工事費を投入する年度の4月1日とし、道路を掘削する工事着手の基準日の2年前までの通知を行うに当たっては、地方ブロック無電柱化協議会等の場を活用して通知を行うほか、文書により通知すること。

また、道路を掘削する工事着手の2年前までに道路を掘削する工事を実施する旨の通知がなされた以降に用地取得や事業進捗等の遅れにより計画に変更が生じ、関係事業者の予定に影響が生じることが確実となる場合、関係事業者に対して、改めて通知を行うこと。

なお、通達 2 (1) の「都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業」及び 2 (2) イの「都市計画法第29条に規定する許可を受けて行う同法第4条第12項に規定する開発行為等により道路を整備する事業」については、事業実施者が、将来道路管理者と異なるため、事業実施者と関係事業者の事前協議の場等を活用して道路を掘削する工事を実施する旨の通知をすること。

#### (1) 通知の方法、時期について

- ・関係事業者へ通知を行う事業は、通達 2 の対象事業のうち、通達 3 (1) に該当しないと道路事業を実施する者が判断した事業とする。
- ・通達 3 (3) による通知は、道路事業を実施する者から文書により関係事業者に対して行う。関係事業者へ通知する文書の様式の雛形を別紙 1 に示す。なお、通知を行う際には、通知日から3ヶ月以内に回答するよう期限を定めて確実に調整が行われるようにし、また別紙 2 の回答様式を添付するものとする。
- ・通知を行う時期については、通達 3 (3) により、道路を掘削する工事着手の基準日の2年前までに関係事業者へ通知することとなっているが、道路事業者と関係事業者が連携し整備内容等を検討・調整を行う必要があることから、道路事業を行う予定であることが明らかになった時点である都市計画決定や事業化がなされた段階で通知することを基本とする。
- ・なお、交差点改良事業など、事業化後、速やかに工事着手される事業でも、道路を掘削する工事着手の基準日の2年前までに通知を行うこと。
- ・「工事着手の基準日」については、当該道路事業の事業箇所単位で判断するものとする。ただし、一つの事業箇所を複数の工区に分けて段階的に工事に着手する場合には、その工区単

位で工事着手の基準日を判断する。

- ・工事着手の基準日の考え方を図-5に示す。

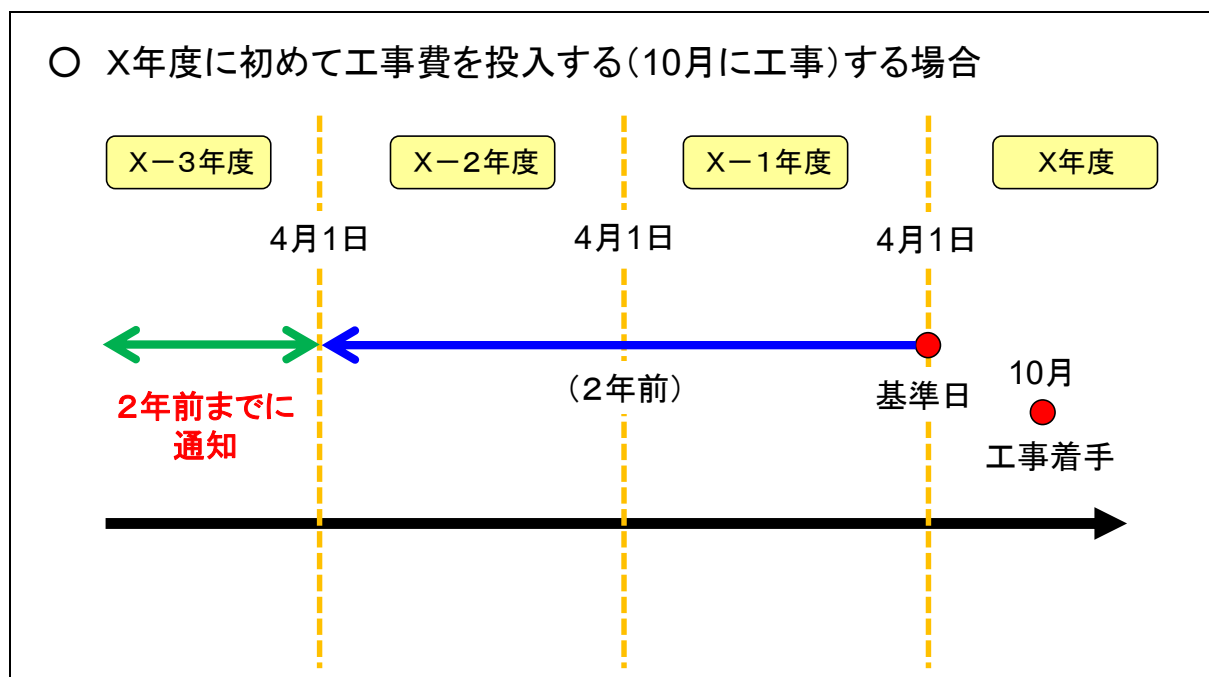


図-5 工事着手の基準日の考え方

## (2) 通知後の関係事業者との調整について

- ・関係事業者へ通知後に、関係事業者と無電柱化の実施可否、実施時期、方法等について調整を開始し実施案をまとめる。
- ・道路管理者と関係事業者は、調整した実施案について、地方ブロック無電柱化協議会等の場で報告し、共有するものとする。報告様式を別紙3に示す。
- ・また、地方ブロック無電柱化協議会等の場を活用して、関係事業者へ通知した事業の進捗状況、関係事業者と調整した実施案等の情報の共有を図ることとする。情報共有の際には、対象となる事業を一覧にして示すことなどにより、事業の進捗が関係者全員で効率的に確認できるよう工夫することが望ましい。情報共有する際の様式を別紙4に示す。
- ・情報共有する時期のイメージを示す(図-6参照)

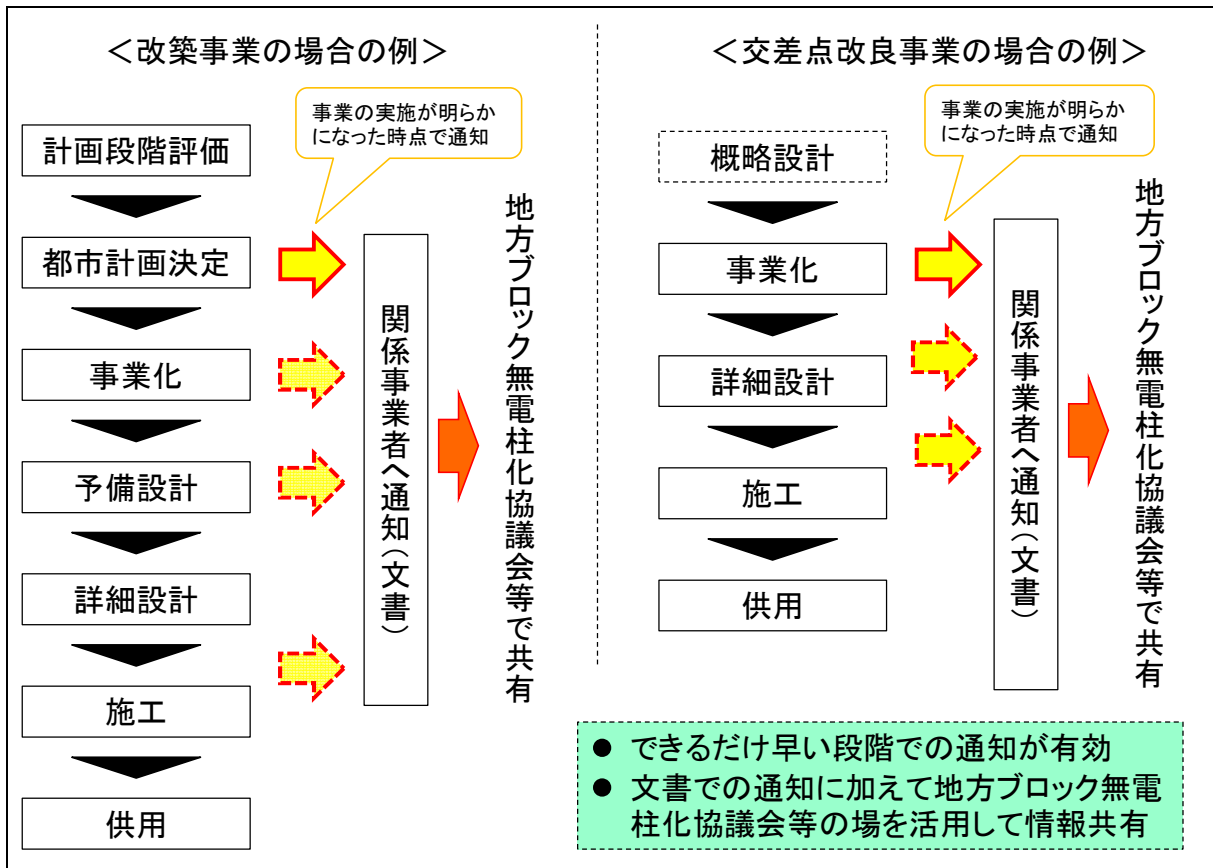


図-6 通知・情報共有のイメージ

- ・ 通知後に工事着手までの相当の期間が経過した場合には、地方ブロック無電柱化協議会等の場を活用して、道路管理者と関係事業者で当該事業の当面の工事予定等の情報共有を図る。
- ・ 道路事業及び無電柱化の施工にあたって、道路管理者と関係事業者が緊密に連携して効率的に事業を進めることが必要であることから、事業の進捗に合わせて検討・調整する内容等をフローに示したので参考にされたい。

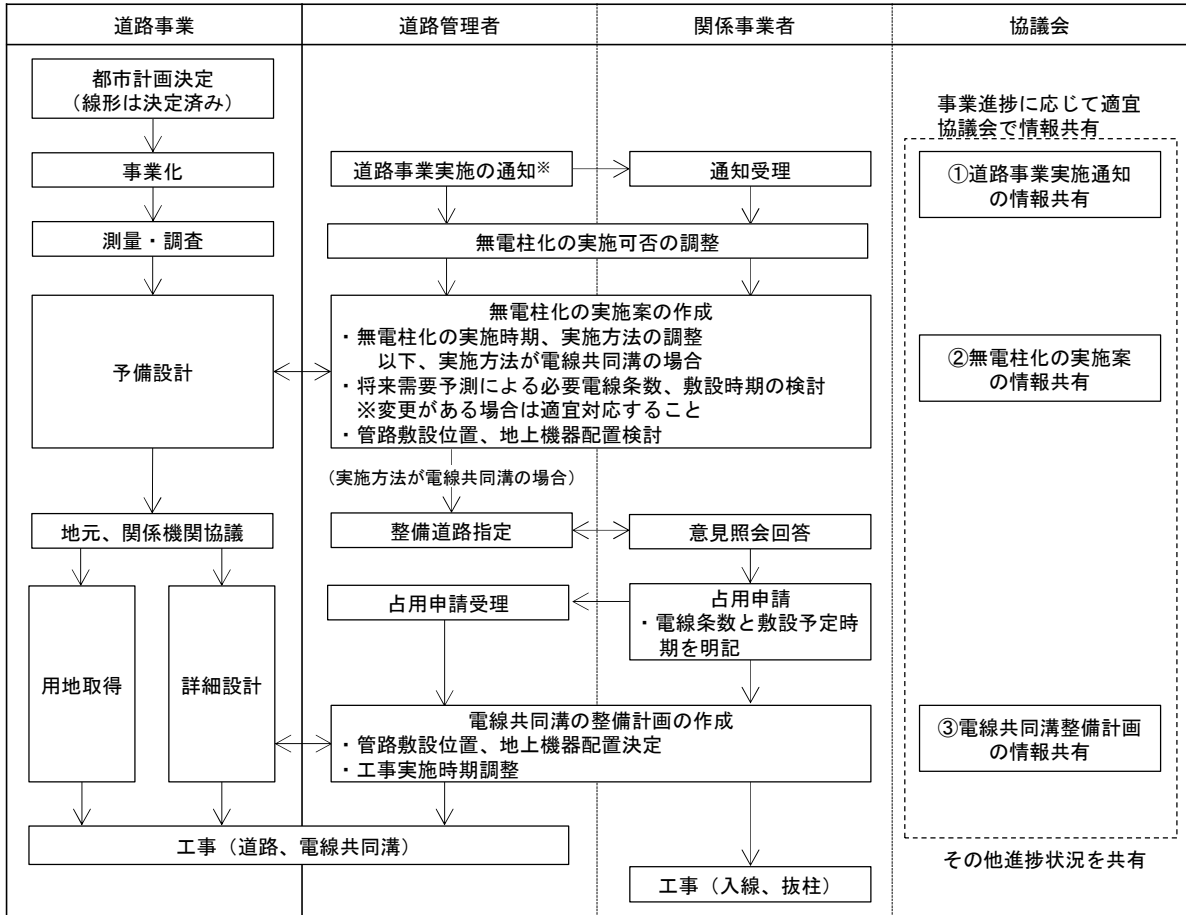


図-7 事業フロー例

- ・ 工事発注後、道路管理者と関係事業者の双方が効率的に工事を実施できるよう、工事工程調整会議等を活用するなどにより工程等の調整を行うことが考えられる。

#### ④構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所について

[通達3(4)、事務連絡1(4)(5) 関連]

##### 通達

- (4) (1) から (3) までに掲げる場所以外で、改正規則第4条の4の2第1項の「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」に該当すると認められる場所については、別途通知する。

##### 事務連絡

- (4) 通達3(4)の「改正規則第4条の4の2第1項の「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」に該当すると認められる場所」とは、次のアからウまでに掲げる場所とする。
- ア 道路の幅員が著しく狭く、電線を地下に埋設する空間が確保できない場所
  - イ 既に地下に埋設されている占用物件等が多数あり、電線を地下に埋設する空間が確保できない場所
  - ウ 災害又は事故が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶え、緊急的に電柱の地上への設置により、当該サービスの供給を確保する必要がある場所
- (5) (4)イに関して、大規模な移設工事を行えば電線を地中化する空間を確保することが可能な場所については、効率的に施工可能とはいえないため、(4)イに掲げる場所に該当するものとする。

- ・事務連絡1(4)イに示されている場所であっても、例えば、道路事業に伴い道路法第71条第2項第1号の規定に基づき「既に地下に埋設されている占用物件等の移転、除却」がなされることにより、無電柱化に必要な空間の確保が可能になるケースも考えられる。そのため、地中化の検討にあたっては、関係事業者のみならず、既に地下に埋設されている占用物件の管理者との調整も必要である。

### 3. 道路管理者と関係事業者の役割分担について

- ・道路事業に併せた無電柱化に要する費用は、関係事業者が負担することを基本として調整する。
- ・無電柱化の工事のうち、道路事業に必要な工事と重複する部分については道路管理者が実施することができるものとする。具体的な工事内容の例として、道路の新設、改修又は修繕に必要な舗装撤去工、掘削工、路体工、路盤工、舗装工等があげられる（図-8 参照）。
- ・道路事業に必要な工事と重複する部分を道路管理者が施工することにより、事業期間の短縮やコスト削減等の効率化が図られる場合には、道路管理者が可能な範囲で積極的に負担するのが望ましい。

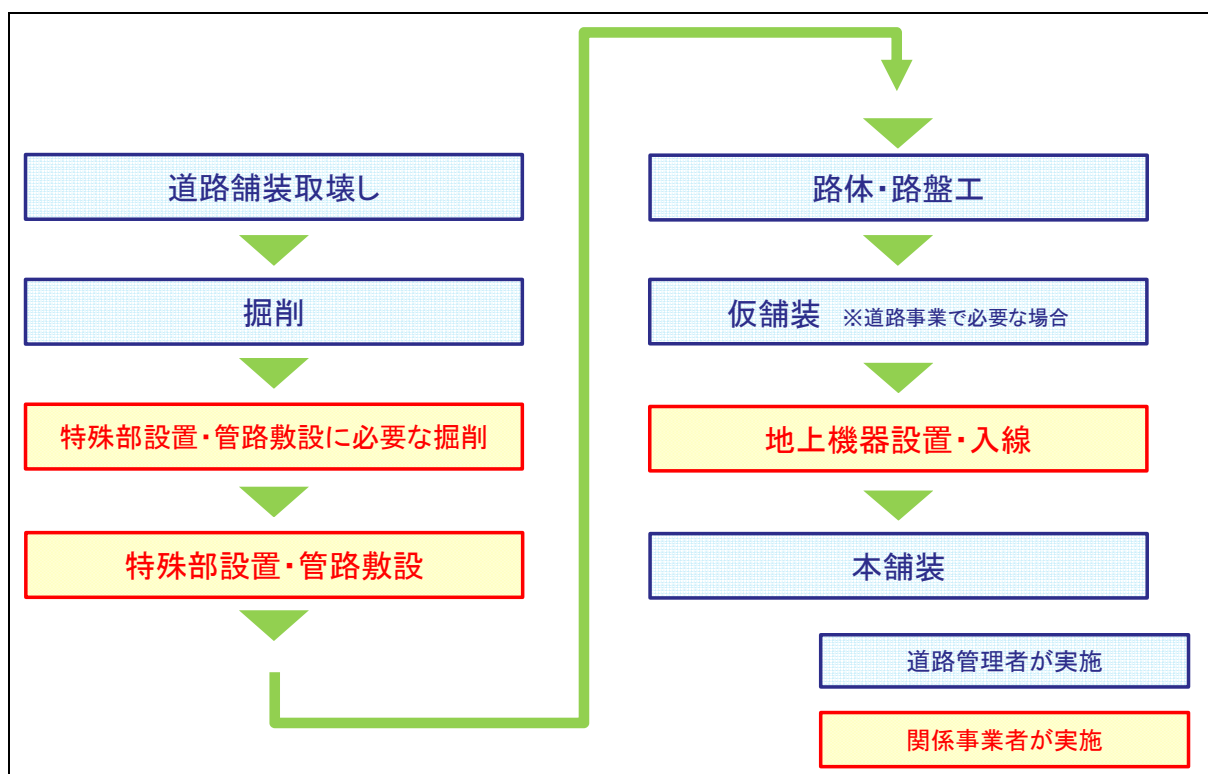


図-8 役割分担の例（道路事業と重複する部分を道路管理者が行う場合）

- ・関係事業者から求めがあり、道路管理者や地方公共団体において必要性が確認できる場合には、上記以外の負担方法、分担について検討する。
- ・設計・工事にあたっては、関係事業者と密に連携し調整を行うことにより、手戻り等を無くし、併せてコスト削減、事業期間短縮に努めるものとする。
- ・沿道地権者等との調整や、各々の工事に関する説明にあたっては、道路管理者と関係事業者が合同説明会を開催することや地元協議会を設置することなどにより、連携して取り組むことが望ましい。

#### 4. 施行者等との事前協議について [通達 4 (2) 関連]

通達

##### (2) 施行者等との事前協議

ア 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業並びに2(2)ア及びイに掲げる事業について、当該事業に係る工事の実施前の事前協議の段階から、施行者、開発事業者、関係事業者等は無電柱化の実施を求めること。

イ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業について、改正規則の施行日以前に当該事業に対する公共施設管理者の同意又は事業の認可がされた場合であって、事業計画の内容、事業の進捗等を考慮し、事業計画の変更が困難であると認められるときは、改正規則第4条の4の2第1項の「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」に該当するものとして取り扱うものとする。

- ・道路管理者が自ら道路事業を行う場合以外に、土地区画整理事業等の市街地開発事業等にて道路を建設し、将来的に道路管理者が管理を引き継ぐ場合についても、通達及び事務連絡は適用される。
- ・市街地開発事業等については、工事段階では道路区域として決定されていなくても、将来的には道路管理者となる場合が多いことから、工事の実施前の事前協議の段階で事業を実施することを把握した時点で、施行者、開発事業者、関係事業者等は無電柱化の実施を求めていくことが必要である。
- ・また、市街地開発事業等について、事業実施者から将来道路管理者へ情報提供がなされたときには、地方ブロック無電柱化協議会等の場において、事業実施者から得られた市街地開発事業等に関する情報についても関係事業者と共有を図るものとする。



### 3-3 関連計画

#### (1) 無電柱化推進計画

## 無電柱化推進計画について

〔 令和 3 年 5 月 2 5 日  
国土交通大臣決定 〕

無電柱化の推進に関する法律（平成 2 8 年法律第 1 1 2 号）第 7 条に規定する無電柱化推進計画を次のとおり定める。

## 無電柱化推進計画

### はじめに

我が国では、昭和 60 年代初頭から、電線類を地中へ埋設するなど無電柱化について計画的に取り組まれてきており、一定の整備が図られてきた。

しかしながらその水準は、欧米はもとよりアジアの主要都市と比較しても大きく立ち後れている状況である。全国には依然として、道路と民地をあわせて約 3,600 万本の電柱が建っており、減少するどころか増加しているのが現状である。

これまで無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から実施してきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、あるいは高齢者の増加等により、その必要性が高まっている。

特に、近年の台風や豪雨等の災害では、倒木や飛来物起因の電柱倒壊による停電並びに通信障害が長期間に及ぶケースも報告されており、電力や通信のレジリエンス強化も求められているところである。

このような状況から令和 2 年 12 月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」により電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が進められている。

また、新型コロナウイルスの感染拡大による観光への影響は大きいですが、訪日外国人をはじめとした観光需要が再び増加することを見据え、観光地等において良好な景観を形成していく必要がある。

無電柱化を強力に進めるため議員立法により、平成 28 年 12 月に無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号。以下「無電柱化法」という。）が定められた。国では、平成 30 年に無電柱化法第 7 条の規定に基づく「無電柱化推進計画」（以下「前計画」という。）を策定し、無電柱化の推進に向けた着実な取組を行ってきたところであるが、多くの課題が残っている。

本計画は、前計画での成果や課題を踏まえ、我が国における無電柱化を一層推進するべく、無電柱化法第 7 条の規定に基づき、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため定めるものである。

## 第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### 1. 取組姿勢

諸外国に負けない我が国本来の美しさを取り戻し、安全で災害にもしなやかに対応できる「脱・電柱社会」を目指すため、以下の姿勢で無電柱化を推進する。

- ・新設電柱を増やさない  
特に緊急輸送道路については無電柱化を推進し電柱を減少させる
- ・徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化実施延長を延ばす
- ・事業の更なるスピードアップを図る

### 2. 適切な役割分担による無電柱化の推進

無電柱化の目的に応じ、従来方式に加えて適切な役割分担により更に推進する。なお、無電柱化の目的は複合的であるため、以下の役割分担を基本に手法を選定し、無電柱化を推進する。

#### ①防災・強靱化目的

市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は、占用者が一者で電線共同溝方式が困難な区間を除き道路管理者が主体的に実施する。

長期停電や通信障害の防止を目的とする区間、占用者が一者で電線共同溝方式が困難な区間は電線管理者が主体的に実施する。

上記が重複する区間は道路管理者、電線管理者が連携して実施する。

#### ②交通安全、景観形成・観光振興目的

安全・円滑な交通確保を目的とする区間、景観形成・観光振興を目的とする区間は道路管理者、地方公共団体等が主体的に実施する。

その他、新設電柱を増やさないため、道路事業や市街地開発事業等が実施される場合には、道路管理者、電線管理者及び開発事業者等の事業者が連携して無電柱化を進める。

### 3. 無電柱化の手法

無電柱化を推進するためには、多様な事業手法が不可欠であり、現地の状況に応じて関係者が連携し、電線共同溝方式に加えて単独地中化方式などの様々な手法を活用し、より安価な手法にて整備していくことを基本として、適切な役割分担の下、地域の実情に応じ、以下の構造及び手法により実施する。

#### ①無電柱化の構造

##### a) 管路構造

ケーブルを収容する管路と分岐器等を収容する特殊部により地中化する方式。

##### b) 小型ボックス構造

管路の代わりに小型化したボックス内に複数のケーブルを収容し埋設する方式。

##### c) 直接埋設構造

ケーブルを地中に直接埋設する方式。

##### d) 軒下配線

建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式。

##### e) 裏配線

表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等に移設する方式。

なお、地上機器の設置により、十分な歩道幅員の確保が困難である場合等には、地域の実情に応じて柱状型機器の活用も選択肢とする。

#### ②事業手法

##### a) 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者（二者以上）が電線、地上機器を整備する方式。

##### b) 自治体管路方式

管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式。

##### c) 要請者負担方式

要請者が整備する方式。

#### d) 単独地中化方式

電線管理者が整備する方式。

以上の事業手法により無電柱化を実施する場合の費用については、それぞれの整備主体の負担とする。ただし、軒下配線又は裏配線を道路事業の移設補償として行う場合は、道路管理者が負担する。また、無電柱化の目的に応じた関係者間の費用負担のあり方について具体化を図る。

### 4. まちづくり等における無電柱化の推進や道路空間のリデザイン

まちづくり等の総合的な計画においても無電柱化を位置づけ、地域の賑わいを創出するような道路空間の整備を推進する。

また、無電柱化を実施する機会を捉えて、舗装、照明、標識、防護柵、街路樹等のデザインの刷新や自転車通行空間の確保、グリーンインフラの導入など道路空間のリデザインを推進する。

## 第2 無電柱化推進計画の期間

2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とする。

## 第3 無電柱化の推進に関する目標

### 1. 無電柱化の対象道路

国、地方公共団体及び電線管理者は、目的に応じて以下のような道路を対象に重点的に無電柱化を実施する。

対象道路の選定にあたっては、地域防災計画や国土強靱化地域計画、移動等円滑化基本構想、未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策、通学路交通安全プログラム、歩行者利便増進道路制度、自転車ネットワーク計画、景観計画等関係する様々な計画を踏まえ、それらの計画の実施にも資するよう留意する。

また、地域ブロック毎に中期的に無電柱化が必要な箇所を選定するなど、地域のニーズに応じて必要な無電柱化を着実に実施する。

具体的な無電柱化実施区間については、地方ブロック無電柱化協議会等において、地方公共団体が策定する無電柱化推進計画<sup>※1</sup>など地域の実情を踏まえ調整する。

※1 令和2年12月現在、39都道府県、94市区町村で無電柱化推進計画を策定済み。

### ① 防災

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。特に市街地内のこれらの道路においては、より被害が甚大となりやすいことや、近年の台風による倒木や飛来物起因の電柱倒壊等を踏まえ、重点的に推進し電柱倒壊リスクの解消を目指す。

加えて、長期停電や通信障害の防止の観点から無電柱化を行うことが効果的な区間についても推進していく。

### ② 安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく特定道路、人通りの多い商店街等の道路、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置されている道路等安全かつ円滑な交通の確保のために必要な無電柱化を推進する。また、占用制限も活用しながら、道路空間を拡大するための無電柱化を推進する。

### ③ 景観形成・観光振興

世界遺産、日本遺産等の周辺地区、エコパーク・ジオパークその他著名な観光地、重要伝統的建造物群保存地区、景観法（平成16年法律第110号）や景観条例に基づく地区、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）に基づく地区など地域の特性を活かした良好な景観形成や観光振興に必要な地区の無電柱化を推進する。

なお、前計画において対象道路としていた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のセンター・コア・エリア内の幹線道路<sup>※2</sup>の無電柱化は概ね完了し目標を達成している。

※2 概ね首都高速中央環状線の内側エリア内の直轄国道及び都市計画道路として完成した補助国道・都道。

## 2. 計画目標・指標

高い目標を掲げた前計画を継承するとともに、重点化を図り必要な無電柱化を推進する。

一方で、やみくもに実施延長という数字を求めるのではなく、無電柱化の必要性の高い区間から重点的に無電柱化していくことが重要である。そこで、以下のとおり無電柱化の必要性の高い代表的な区間・地区について無電柱化着手率等の目標を定め、その進捗・達成状況の確認に活用する。

### ①防災

- ・電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率  
38%→52%<sup>※3</sup>

### ②安全・円滑な交通確保

- ・特定道路における無電柱化着手率  
31%→38%<sup>※4</sup>

### ③景観形成・観光振興

- ・世界文化遺産周辺の無電柱化着手地区数  
37 地区→46 地区<sup>※5</sup>
- ・重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化着手地区数  
56 地区→67 地区<sup>※6</sup>
- ・歴史まちづくり法重点地区の無電柱化着手地区数  
46 地区→58 地区<sup>※7</sup>

以上の目標を達成するためには、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」で着手する約2,400kmも含め、新たに約4,000kmの無電柱化に着手することが必要となる。その際、限られた予算で無電柱化を実施するため、令和7年度までに平均して約2割のコスト縮減に取り組みつつ、可能な限り進捗を図る。

上記のほか、長期停電や通信障害の防止の観点から電線管理者が計画を策定して実施する無電柱化や開発事業者が実施する無電柱化を進める。

- ※3 電柱がある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化済又は無電柱化の工事に着手済の延長の割合で2019（令和元）年度末と2025（令和7）年度末の値。対象道路は2050年代までに全ての道路で無電柱化を実施予定。
- ※4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路における、無電柱化済又は無電柱化の工事に着手済の延長の割合で2019（令和元）年度末と2025（令和7）年度末の値。
- ※5 世界文化遺産の緩衝地帯において無電柱化済又は無電柱化の工事に着手した箇所がある地帯の数（地区数とする）で2020（令和2）年度末と2025（令和7）年度末の値。
- ※6 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区において無電柱化済又は無電柱化の工事に着手した箇所がある地区数で2020（令和2）年度末と2025（令和7）年度末の値。
- ※7 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく重点区域において無電柱化済又は無電柱化の工事に着手した箇所がある区域の数（地区数とする）で2020年（令和2）度末と2025年（令和7）度末の値。

## 第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずる施策

無電柱化の着実な推進を図るため、第1にも示した基本的な方針の下、以下のような具体施策を総合的かつ計画的に講ずる。

### 1. 緊急輸送道路の電柱を減少

#### 1) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による推進

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により緊急輸送道路の無電柱化事業を推進する。

#### 2) 新設電柱の占用制限制度の拡大

緊急輸送道路において実施されている新設電柱の占用制限措置について、未実施の地方公共団体への普及を促進し、全ての緊急輸送道路における措置導入を図る。

#### 3) 既設電柱の占用制限の実施

緊急輸送道路の既設電柱については、電線管理者と既設電柱の撤去のペースや費用負担等についても協議を進めながら、電線共同溝方式予定区間や電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間など優先順位を決めて、早期に占



用制限を開始する。その際、地域住民が受けているサービス利用の継続性にも配慮する。

#### 4) 沿道民地電柱への対応

令和 3 年の道路法改正により、緊急輸送道路等の沿道区域において、倒壊による道路閉塞の可能性がある電柱等の工作物を設置する際に、道路管理者への届出を要することとし、必要に応じて勧告する制度を創設したところである。制度の施行に向けて関係者が事前調整を行い運用のためのガイドラインを作成するとともに、施行後は、現場において関係者が連携し、無電柱化を含め道路閉塞の防止に向けて円滑な運用を図る。

## 2. 新設電柱の抑制

### 1) 道路事業等と併せた無電柱化の実施

無電柱化法第 12 条を的確に運用するため、道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、技術上困難と認められる場所以外は道路における新たな電柱設置を禁止しており、地方公共団体に発出された手引きによる措置の徹底を図るとともに、事業と一体的に無電柱化整備を行う際に同時整備を積極的に活用し、効率的な無電柱化を推進する。

### 2) 市街地開発事業等における無電柱化の推進

市街地開発事業等について、円滑な合意形成プロセスやコスト縮減方策を検討し、地方公共団体への普及を図る。また、事業認可や開発許可の事前相談時などあらゆる機会を捉え、施行者及び開発事業者に対して無電柱化法第 12 条の趣旨を周知し、無電柱化のための検討がなされるよう徹底する。

### 3) 電柱の増加要因を踏まえた新設電柱の抑制

関係者が連携して新設電柱の増加要因を調査・分析を行い、その増加要因毎に関係者で役割分担の上、削減に向けた対応方策を令和 3 年度中に取りまとめる。

## 3. コスト縮減の推進

道路管理者は関係者と連携し、計画、設計、工事等の各段階において以下の取組を進め、令和 7 年度までに平均して約 2 割のコスト縮減に取り組む。

## 1) 多様な整備手法の活用

効率的に無電柱化を推進するため、地中化以外の手法である軒下配線や裏配線も含め、地域の協力を得て推進する。

地中化により無電柱化を実施する場合は、収容する電線類の量や地域における需要変動の見込み、道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コストである浅層埋設や小型ボックス構造、角型多条電線管等、様々な手法を比較し、現場に応じた最適な手法によりコスト縮減を図る。

## 2) 低コスト手法の普及拡大

事業を行う中で新たな知見が得られれば、「低コスト手法の手引き」や「電線共同溝整備マニュアル」等を更新し問題解決に努める。

低コスト手法について、設計要領や仕様書、積算基準等に盛り込んで標準化を図り、地方公共団体への普及を図る。

山間部・島嶼部等の需要や需要変動が少ない区間では条数に応じた構造、新たな掘削機械の活用など安価で簡便な無電柱化を導入する。

直接埋設構造については技術開発を進め適応箇所への導入を図る。

市街地開発事業等について、円滑な合意形成による工期短縮、地上機器や配線の面的配置の工夫等によるコスト縮減方策を検討し、地方公共団体への普及を図る。

## 3) 機器のコンパクト化・低コスト化等技術開発の促進

電線管理者は、国及び地方公共団体と連携しつつ、地上機器や特殊部のコンパクト化・低コスト化、照明柱に設置される柱状トランスのコンパクト化・低コスト化について主体的に技術開発を進めるとともに、配電機材の仕様統一を図る。

また、必要に応じ、地域の状況に応じた地上機器の大きさや形状、設置場所についての工夫を行うとともに、通信に係る特殊部の設置間隔の延伸化による設置数減少等に取り組む。

国、地方公共団体及び電線管理者は、昼間工事の拡大、仮埋め戻しが不要又は低コストとなるよう施工方法や仮設の工夫を検討し実施する。

## 4) 新技術・新工法の活用、技術情報の共有

道路管理者は、民間企業と連携して技術開発を促進するとともに、「新技術情報提供システム(NETIS)」の活用等により、新技術を積極的に活用する。

国は、ノウハウを普及するため、適宜マニュアル等を改定するとともに、

電線管理者や無電柱化を実施したことの無い地方公共団体に対して、マニュアルの周知や研修等を実施する。

#### 4. 事業のスピードアップ

無電柱化の完了までに平均7年を要しているが、発注の工夫など事業のスピードアップを図るとともに、交通量が多いなど特殊な現場条件を除き事業期間半減（平均4年）に取り組む。

##### 1) 発注の工夫

各工事の同時施工や事業調整の円滑化により事業期間を短縮するため、包括発注、PPP活用、一括施工発注等を推進する。

包括発注等を地方公共団体へ普及させるため、国は、モデル事業を実施し、その成果を分析・評価した上で、包括発注等を円滑に進めるため手引きやマニュアルを作成し、地方公共団体にも周知し普及拡大に取り組む。

##### 2) 民間技術の活用促進

国及び地方公共団体は、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、地方公共団体の財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用を進める。

電線管理者が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

##### 3) 地域の合意形成の円滑化

低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等について、地域の合意形成の円滑化を図るため、支援体制の強化、事業手法の見直し、地元協議会の設置等により、事業のスピードアップにつなげる。

##### 4) 地下情報の3次元データベース化の推進

ガスや上下水道等の地下埋設物件の位置情報が無電柱化工事に有効なことから、地下情報の3次元データベース化の推進に向けて取り組む。

## 5. 占用制限の的確な運用

### 1) 新設電柱の占用制限制度の拡大

防災の観点から、直轄国道や地方公共団体が管理する緊急輸送道路において実施されている新設電柱の占用制限措置の導入状況は、令和 2 年末までに 85%の延長となっており、国は未実施の地方公共団体への普及を促進し、全線での措置導入を図る。

また、交通安全の観点での新設電柱の占用制限について、実施が一部の地方公共団体に留まっているため、地方公共団体への説明会や研修等を通じて働きかけ、普及拡大を図る。

景観形成の観点での占用制限について、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、景観法、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）等における規制と連携した取組拡大を図る。

### 2) 既設電柱の占用制限の実施

緊急輸送道路の既設電柱については、電線管理者と既設電柱の撤去のペースや費用負担等についても協議を進めながら、電線共同溝方式予定区間や電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間など優先順位を決めて、早期に占用制限を開始する。その際、地域住民が受けているサービス利用の継続性にも配慮する。

### 3) 外部不経済の内部化のあり方の検討

国は、道路上に多数の電柱等の占用物件が存することによる外部不経済の内部化のあり方について検討する。

## 6. 財政的措置

### 1) 税制措置

現在、緊急輸送道路や道路法第 37 条の規定に基づき占用制限を実施している道路において、電線管理者が無電柱化を行う際に、新たに取得した電線等に係る固定資産税を減免する特例措置が講じられているが、国は本措置の効果を検証し、2022（令和 4）年度以降の措置のあり方について検討する。

## 2) 占用料の減免

国は、直轄国道において実施している、無電柱化の推進の観点から道路の地下に設けた電線類に対する占用料の減免措置<sup>※8</sup>について、地方公共団体への説明会や研修等を通じて働きかけを行うなど、減免措置の普及拡大を図る。

※8 単独地中化方式の場合は免除、電線共同溝方式の場合は減額

## 3) 予算支援

国は、緊急輸送道路等における無電柱化を対象とした個別補助制度による重点的な支援を行うとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算も活用し、緊急輸送道路をはじめとした無電柱化を推進する。また、市街地開発事業等に際して行われる無電柱化を対象として、各種補助制度等により支援する。さらに、東京都の「無電柱化チャレンジ支援事業制度」など都道府県が市区町村を支援する先進的な取組について、情報の横展開を図る。

電線管理者に対しては、観光地域振興無電柱化推進事業を活用して、観光地において単独地中化方式や軒下・裏配線等による無電柱化を支援する。また、電線敷設工事資金貸付金制度を活用して電線共同溝方式による無電柱化を支援する。なお、各電線管理者で事業規模が異なる中で、事業の円滑な進捗を図るための方策を検討する。

無電柱化の推進などを含む必要な投資の確保とコスト効率化を促す託送料金制度改革を盛り込んだ改正電気事業法の趣旨を踏まえ、新たな託送料金制度の運用にあたり必要な無電柱化については確実に実施されるよう、関係省庁が連携して対応する。

## 7. メンテナンス・点検及び維持管理

近年の激甚化する災害を踏まえ、災害に強い施設、設備のあり方について検討を進めるとともに、当初の地中化施設が整備後約30年以上経過していることから、施設の健全性を維持していくことが必要である。

### 1) 災害に強い設備の検討

阪神・淡路大震災及び東日本大震災における電力線と通信線の被害率は、架空線に比べ地中線が低いものの、地震災害における地中線の復旧には時間を要する場合もあるため、災害で被害が生じた際の速やかな故障点の検出及び復旧手法の研究開発を進める。

地方公共団体が作成するハザードマップによる津波・高潮や洪水・浸水が予測される地域、液状化が予想される地域で対応が難しい場合は、柱状型変圧器や軒下配線などの手法を検討する。

## 2) メンテナンス・点検及び維持管理

国は、電線共同溝点検要領（仮称）を作成し、電線共同溝のメンテナンス・点検方法等について統一的な手法を示すこととし、地方公共団体も含めて、電線共同溝の適切な維持管理を図っていく。

# 8. 関係者間の連携の強化

## 1) 推進体制

関係者が協力して事業を推進していくために、関係省庁、道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者との連携が不可欠である。

地方ブロック無電柱化協議会及び都道府県部会については対象区間の調整に加えて、計画段階から関係者間で協議、調整の場とするとともに低コスト手法の普及や事業のスピードアップについても取り組む。また、外部有識者の参画や先進事例の共有など会議の活性化を図る。

関係省庁で構成する無電柱化推進方策検討関係省庁連絡会議や技術面の課題を検討する無電柱化推進技術検討会を活用し、関係省庁や関係者間の課題への対応、新技術の採用やその普及などに連携して取り組む。

## 2) 工事・設備の連携

ガスや上下水道の更新時など他の地下埋設物の工事に併せて無電柱化を行うことが効率的であることから、計画段階から路上工事占用調整会議等を活用し、同時施工に取り組む。

道路事業等を実施する際、当該事業の事業者は、電線管理者が新設電柱の設置の抑制、既設電柱の撤去を行うことができるよう、事業に関する情報を適切に共有するとともに、電線類を収容する空間、地上機器の設置場所、工事の時期等について電線管理者との調整に努める。

## 3) 民地等の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等を含む民地の活用を、管理者の同意を

得て進める。

#### 4) 他事業との連携

国及び地方公共団体は、無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

また、側溝の活用など道路施設の多機能化について検討を進めるほか、電線管理者と下水道事業との連携による、通信線の地中化の実現可能性の検証について、関係省庁の関与を前提としながら、その取組を発展させる。

### 第5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

#### 1. 広報・啓発活動

国及び地方公共団体は、電線管理者とも連携しながら無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深め、無電柱化に国民の協力が得られるよう、「無電柱化の日」（毎年11月10日）を活かしたイベントを実施するなど、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

無電柱化の効果については、防災面をはじめとする様々な効果を定量的に算出するなど、事例の収集・分析等を進め、理解を広げるとともに、国民に向けて無電柱化のコストや工事への理解・協力を促進するよう努める。

地方公共団体等の優秀な取組について表彰を行い、その周知を図る。

#### 2. 地方公共団体への技術的支援

国は、地方公共団体による無電柱化を推進するため、都道府県無電柱化推進計画及び市町村無電柱化推進計画の策定を働きかけるとともに、計画段階からの合意形成に関する参考図書などマニュアル等を作成し、必要な技術的支援を積極的に行う。

各地方整備局に設置した無電柱化ワンストップ相談窓口を通じて、無電柱化事業の流れや技術的な課題・疑問等について対応し、必要に応じて専門家を派遣して助言する。

### 3. 中長期的な取組

#### 1) 中長期的な目標の設定

首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の発生に備え、中長期的な目標や効果的かつ計画的に「脱・電柱社会」を推進するため無電柱化の方針を定めて、実施につなげていく。

#### 2) 無電柱化を促進するための検討

無電柱化が持つプラスの外部経済も踏まえつつ、諸外国や他事業を参考に、無電柱化を促進するための新たな枠組みの検討を進める。

#### 3) 無電柱化法に関するフォローアップ

無電柱化法の成立から令和 3 年で 5 年が経過することを踏まえ、無電柱化法の運用状況等のフォローアップを行う。